令和２年度　第１２回理事会

日　時：令和３年３月１２日（金）　１５：２５～１６：４０

場　所：テレビ会議（つくば市、日立市、川崎市）

Ⅰ．議　題

１．令和３年度会計監査人の選定について（案）（非公表）

２．令和３年度計画の届出について（非公表）

３．組織及び事務分掌規程の一部改正について（案）

４．事業報告書と環境報告書の作成方針（案）について

Ⅱ．報告

１．第５期中長期目標の指示及び第５期中長期計画の認可申請について

２．令和２年度早期退職者の認定状況について（非公表）

３．令和３年４月期新規採用の内定状況について（非公表）

４．令和２年度に開発した優良品種について

５．林木遺伝子銀行 110 番の実施状況について

６．林木育種センターにおける一般職員（大卒程度）の採用について

７．令和３年度における水源林造成事業の業務運営について（非公表）

８．森林整備センター広報誌「季刊　水源林」の発行について

９．令和２年度第２回森林保険センター統合リスク管理委員会審議概要（非公表）

10．令和２年度森林保険第三者委員会審査概要

Ⅲ．その他

１．今後の行事予定について

２．主要行事

理　事　会　資　料
令和３年３月１２日

国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程の一部改正について（案）

１　改正の理由

（１）森林総合研究所等

令和２年９月１５日付けで農林水産省から発出された「国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて」(以下､「業務・組織全般の見直しについて」という。）において、研究開発業務の充実・強化について、「増加傾向にある国際連携案件については、国際課題の解決に向けて適切に対応する。さらに、研究成果のオープン化に資する仕組みを構築する」とされたところである。

また、総務関係においては、就業管理システム及び人事給与システムが本格稼働し職員にも浸透してきたことから、給与関係業務及び勤務管理業務の効率化を進め、職員の利便性向上、担当職員の負担軽減を図ることも必要となっている。

林木育種部門では、「業務・組織全般の見直しについて」において、「特定母樹や優良品種等の種苗生産のための元となる苗木である原種苗木の安定供給に向けた体制を強化する。」「再造林対策のため、今後都道府県等からの原種苗木の需要が急激に増加することが見込まれることから､原種苗木の安定的な生産・配付・普及に係る体制を充実・強化する。」とされたところである。

これらの課題への対応の他、現状の業務に合わせた組織の見直しも含め、組織改編を行う。

（２）森林整備センター

令和２年度をもって、所掌事業の完了に伴い農用地業務室が廃止となることや、森林整備センターの機能の強化及び業務運営をより効率的・効果的かつ戦略的に推進するために、各種業務システムの利用や新技術の対応、人材育成等について総合的な方針・戦略を立てる必要を踏まえた組織体制等の整備を行う。

また、水源林造成事業は、令和３年度以降においては、主伐等造林木販売業務のさらなる拡大、育成複層林の増加等業務量の増大が見込まれることを踏まえて、より機動的で効率的な対応が可能となるよう、組織体制等の整備を行う。

２　改正の概要

主な改正点

（１）森林総合研究所等

①　現在、政府の方針として研究データのオープンサイエンス化による新たなイノベーションの創出、研究データの透明性の確保が求められている。これに対応するため、研究企画科内に研究基盤室を新設し、研究データ管理に関する業務を行う。

②「業務・組織全般の見直しについて」において、「増加傾向にある国際課題への対応を戦略的に推進する体制を充実・強化する」とされたことから、企画部内に、海外関連・国際連携に関して総合的に業務を扱う国際戦略科を新たに設置し、現在、国際拠点で行っている国際政策や国内外の森林研究機関等との連携・研究協力、研究企画科で行っている海外出張者の安全確保及び緊急時対応、研究管理科で行っている安全保障輸出管理等を一元的に行う。

③　就業管理システムの稼働に伴い、今後も勤務管理者による勤務時間管理業務の複雑化が予想され、複雑化していく確認業務を適切に実施していく必要があることから、労務管理係から振替により管理係を新設し、現在服務係が行っている勤務時間管理補助業務を行う。また、これまで労務管理係が行っていた労働組合対応等の業務は、服務係が行う。

④　人事給与システムの稼働に伴い、職員課給与係、経理課支出第二係による業務体制がこの間の運用の中で確立することができたことから、職員の給与に関する業務については職員課給与係で一元的に行い、業務の効率化を図る。

⑤　独法会計基準改訂等による決算業務の複雑化に対応するため、決算係を２係に増やし、業務の効率化と職員の負担軽減を図る。

⑥　生物多様性の危機は気候変動とも大きくかかわっており、連携協力して当該分野の研究を推進することが必要となっているため、国際連携・気候変動研究拠点のうち、研究を担当する気候変動研究室と生物多様性研究拠点を統合し、生物多様性・気候変動研究拠点とする。なお、現在の生物多様性研究拠点には生物多様性研究室を新設する。

⑦「業務・組織全般の見直しについて」において、「原種苗木の安定供給に向けた体制を強化する。」「原種苗木の安定的な生産・配付・普及に係る体制を充実・強化する。」とされたことから、第４期中長期目標期間中において育種部指導課が担っていた業務の一部である、苗木の生産及び配付の業務を新たに育種部に設置する原種課で実施し、施設型生産拠点を新設するなど安定供給体制を強化する。また、指導課を海外協力部に移管し講習及び指導を充実させる。あわせて、海外協力部を指導普及・海外協力部と名称変更する。

（２）森林整備センター

① 「農用地業務室」は令和２年度で事後評価完了のため廃止し、それに伴う森林管理部内の係の廃止及び名称変更を行う。

② 森林管理部に、各種システムの構築・運用・統合管理等を担う「情報技術管理係」及び研修計画策定・実行等を統一的に行う「人材育成係」を新設する。

③ 北海道の広域性等を踏まえ機動的・効率的な対応を行うため、「札幌水源林整備事務所」を「北海道水源林整備事務所」に名称変更し、北海道水源林整備事務所の業務の一部を行う「帯広駐在」を新設する。

④ 主伐等造林木販売業務の拡大等に対応するため、中国四国整備局に「企画役」を新設するとともに、「販売係」を廃止し「販売企画係」を新設する。また、同整備局管内の鳥取・松江・高知水源林整備事務所の「総務係」を廃止し「管理係」を新設する。

⑤ 九州整備局管内の熊本・大分水源林整備事務所の「総務係」を廃止し「管理係」を新設する。

３ 規程新旧対照表及び組織図（案）

別紙のとおり

４ 施行時期

令和３年４月１日

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程 平成１３年４月１日 １３森林総研第４７号 最終改正　３．３．００　（２森林機構第０００００号）	**国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程** 平成１３年４月１日 １３森林総研第４７号 最終改正　２．３．３　（元森林機構第１１２７０４号）
目次 **第１章～第２章　【略】** **第３章　森林総合研究所林木育種センター** **第１節　総則　【略】** **第２節　林木育種センターに置く部署等** **第１款～第２款　【略】** **第３款　指導普及・海外協力部（第２１３条～第２１７条）** **第３節～第４節　【略】** **第４章　【略】** **第５章　森林整備センター** **第１節　総則　【略】** **第２節　森林整備センターに置く部署等** **第１款～第６款　【略】** **第７款　（削除）（第３１８条）** **第８款　【略】** **第３節～第５節　【略】** **第６章～第７章　【略】**	**目次** **第１章～第２章　【略】** **第３章　森林総合研究所林木育種センター** **第１節　総則　【略】** **第２節　林木育種センターに置く部署等** **第１款～第２款　【略】** **第３款　　海外協力部（第２１３条～第２１７条）** **第３節～第４節　【略】** **第４章　【略】** **第５章　森林整備センター** **第１節　総則　【略】** **第２節　森林整備センターに置く部署等** **第１款～第６款　【略】** **第７款　農用地業務室（第３１８条）** **第８款　【略】** **第３節～第５節　【略】** **第６章～第７章　【略】**
第１章　総則　【略】 **第２章　森林総合研究所** **第１節　総則** （森林総合研究所の業務） 第５条　森林総合研究所は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究並びにこれらに附帯する業務を行う。 ２　森林総合研究所は、前項のほか、主たる事務所として機構の運営に必要な業務を行う。	**第１章　総則　【略】** **第２章　森林総合研究所** **第１節　総則** （森林総合研究所の業務） 第５条　森林総合研究所は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究並びにこれらに附帯する業務を行う。 ２　森林総合研究所は、前項のほか、主たる事務所として機構の運営に必要な業務を行う。

（森林総合研究所の組織） 第６条　森林総合研究所に所長を置き、森林総合研究所の業務を統括する。 ２　森林総合研究所所長は、理事長をもって充てる。 ３　森林総合研究所に理事（企画・総務・森林保険担当）及び理事（研究担当）を置く。 ４　森林総合研究所に前３項のほか、総括審議役１人、審議役１人、監査室、コンプライアンス推進室、総合調整室、企画部、総務部、研究ディレクター７人、研究コーディネーター４人、１６研究領域、４研究拠点及び６支所を置き、審議役は森林総合研究所林木育種センターに配置する。	（森林総合研究所の組織） 第６条　森林総合研究所に所長を置き、森林総合研究所の業務を統括する。 ２　森林総合研究所所長は、理事長をもって充てる。 ３　森林総合研究所に理事（企画・総務・森林保険担当）及び理事（研究担当）を置く。 ４　森林総合研究所に前３項のほか、総括審議役１人、審議役１人、監査室、コンプライアンス推進室、総合調整室、企画部、総務部、研究ディレクター７人、研究コーディネーター４人、１６研究領域、５研究拠点及び６支所を置き、審議役は森林総合研究所林木育種センターに配置する。
第２節　森林総合研究所に置く部署等	**第２節　森林総合研究所に置く部署等**
第１款～第５款　　【略】	**第１款～第５款　　【略】**
第６款　企画部	**第６款　企画部**
（企画部の業務） 第１２条　企画部は、次の業務をつかさどる。 一　試験研究及び調査の総合的な企画、調整（総合調整室の所掌に属する業務を除く。）、研修並びに海外及び民間等との研究交流に関すること。 二　国際政策や国内外の森林研究機関等との連携・研究協力に関すること。 三　試験研究及び調査に関する進行安全管理、知的財産並びに実験林に関すること。 四　研究評価及び職員の業績評価に関すること。 五　情報機器の管理及び情報セキュリティに関すること。 六　試験研究の広報及び編集・刊行に関すること。 七　図書資料の収集及び保管に関すること。 八　森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センターの業務に関する総合的な企画及び調整、進行管理並びに情報収集、整理及び提供、民間等との研究交流、図書資料の収集及び保管に関すること。 九　ダイバーシティの推進に関すること。 十　産学官民連携推進に関すること。	**（企画部の業務）** 第１２条　企画部は、次の業務をつかさどる。 一　試験研究及び調査の総合的な企画、調整（総合調整室の所掌に属する業務を除く。）、研修並びに海外及び民間等との研究交流に関すること。 （新設） 二　試験研究及び調査に関する進行安全管理、知的財産並びに実験林に関すること。 三　研究評価及び職員の業績評価に関すること。 四　情報機器の管理及び情報セキュリティに関すること。 五　試験研究の広報及び編集・刊行に関すること。 六　図書資料の収集及び保管に関すること。 七　森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センターの業務に関する総合的な企画及び調整、進行管理並びに情報収集、整理及び提供、民間等との研究交流、図書資料の収集及び保管に関すること。 八　ダイバーシティの推進に関すること。 九　産学官民連携推進に関すること。
（企画部の内部組織） 第１３条　企画部に、上席研究員５人及び庶務係並びに次の６科２課及び１試験地を置く。 一　研究企画科 二　国際戦略科 三　研究管理科 四　研究評価科 五　研究情報科 六　広報普及科 七　資料課 八　育種企画課 九　試験地 ２　上席研究員は、研究ディレクター及び研究コーディネーターを補佐し、プロジェクト研究の進行管理に関する業務を行う。 ３　庶務係は、企画部の庶務に関する業務を行う。 ４　育種企画課は、森林総合研究所林木育種センターに配置する。	**（企画部の内部組織）** 第１３条　企画部に、上席研究員５人及び庶務係並びに次の５科２課及び１試験地を置く。 一　研究企画科 （新設） 二　研究管理科 三　研究評価科 四　研究情報科 五　広報普及科 六　資料課 七　育種企画課 八　試験地 ２　上席研究員は、研究ディレクター及び研究コーディネーターを補佐し、プロジェクト研究の進行管理に関する業務を行う。 ３　庶務係は、企画部の庶務に関する業務を行う。 ４　育種企画課は、森林総合研究所林木育種センターに配置する。

（研究企画科） 第１４条　研究企画科は、試験研究及び調査の総合的な企画、調整（総合調整室の所掌に属する業務を除く。）、ダイバーシティ推進、民間等との研究交流（育種企画課の所掌に属する業務を除く。）並びに研修に関する業務を行う。 ２　研究企画科に、企画室、研究基盤室、ダイバーシティ推進室、調整係、人材育成係、調査係、研究企画官１人及び研究調査官１人を置く。 ３　企画室は、試験研究の企画及び調整に関する業務を行う。 ４　研究基盤室は、研究データの公開と管理に関する業務を行う。 ４　（削る） ５　ダイバーシティ推進室は、ダイバーシティ推進に関する業務を行う。 ６　（削る） ６　調整係は、予算及び経費の調整に関する業務を行う。 ７　人材育成係は、職員の研修及び留学、国内研修生の受入れに関する業務を行う。 ８　調査係は、試験研究の調査に関する業務を行う。 １０　（削る） ９　研究企画官は、命を受けて試験研究の企画に関する業務を行う。 １２　（削る） １０　研究調査官は、命を受けて科学技術の施策に関する業務を行う。	（研究企画科） 第１４条　研究企画科は、試験研究及び調査の総合的な企画、調整（総合調整室の所掌に属する業務を除く。）、海外出張者の安全確保及び緊急時対応、ダイバーシティ推進、海外及び民間等との研究交流（育種企画課の所掌に属する業務を除く。）並びに研修に関する業務を行う。 ２　研究企画科に、企画室、海外安全対策室、ダイバーシティ推進室、海外調整専門職１人、調整係、人材育成係、調査係、海外連絡係、研究企画官１人、研究専門官１人及び研究調査官１人を置く。 ３　企画室は、試験研究の企画及び調整に関する業務を行う。 （新設） ４　海外安全対策室は、海外出張者の安全確保及び緊急時の対応に関する業務を行う。 ５　ダイバーシティ推進室は、ダイバーシティ推進に関する業務を行う。 ６　海外調整専門職は、海外研究者・研修生の受入れ、海外との研究交流及び海外からの技術研修員・技術視察の受入れに関する業務を行う。 ７　調整係は、予算及び経費の調整に関する業務を行う。 ８　人材育成係は、職員の研修及び留学、国内研修生の受入れに関する業務を行う。 ９　調査係は、試験研究の調査に関する業務を行う。 １０　海外連絡係は、海外出張及び依頼による海外派遣に関する業務を行う。 １１　研究企画官は、命を受けて試験研究の企画に関する業務を行う。 １２　研究専門官は、命を受けて試験研究の状況及び成果の調査に関する業務を行う。 １３　研究調査官は、命を受けて科学技術の施策に関する業務を行う。
（国際戦略科） 第１４条の２　国際戦略科は国際政策や国内外の森林研究機関等との連携・研究協力、海外出張者の安全確保及び緊急時対応並びに安全保障輸出管理等、海外研究者・研修生の受入れ、海外との研究交流及び海外からの技術研修員・技術視察の受入れ、海外出張及び依頼による海外派遣に関する業務を行う。 ２　国際戦略科に、国際連携推進室、国際安全対策室、海外調整専門職１人、海外連絡係を置く。 ３　国際連携推進室は、国際政策や国内外の森林研究機関等との連携、研究協力に関する業務を行う。 ４　国際安全対策室は、海外出張者の安全確保及び緊急時の対応、安全保障輸出管理並びに名古屋議定書国内措置等に関する業務を行う。 ５　海外調整専門職は、海外研究者・研修生の受入れ、海外との研究交流及び海外からの技術研修員・技術視察の受入れに関する業務を行う。 ６　海外連絡係は、海外出張及び依頼による海外派遣に関する業務、その他国際戦略科長が特に命ずる業務を行う。	（新設）
（研究管理科） 第１５条　研究管理科は、産学官及び民との連携推進（支所の所掌に属する業務を除く。）、民間等との共同研究等の実施に関する連絡調整（育種企画課の所掌に属する業務を除く。）、試験研究及び調査に関する安全管理、地域における林業研究の連絡調整、苗畑、実験林、樹木園の運営、試験研究の実施に必要な許認可に係る連絡調整、依頼出張及び委託契約及び知的財産に関する業務を行う。 ２　研究管理科に、産学官連携・知財戦略室、地域連携戦略室、研究安全管理室、実験林	（研究管理科） 第１５条　研究管理科は、産学官及び民との連携推進（支所の所掌に属する業務を除く。）、民間等との共同研究等の実施に関する連絡調整（育種企画課の所掌に属する業務を除く。）、試験研究及び調査に関する進行管理、安全管理、地域における林業研究の連絡調整、苗畑、実験林、樹木園の運営、試験研究の実施に必要な許認可に係る連絡調整、依頼出張及び委託契約及び知的財産に関する業務を行う。 ２　研究管理科に、産学官連携・知財戦略室、地域連携戦略室、研究安全管理室、実験林

室、研究管理主幹１人、研究管理専門職２人、外部資金契約第一係、外部資金契約第二係及び外部資金契約第三係を置く。	室、研究管理主幹１人、研究管理専門職２人、外部資金契約第一係、外部資金契約第二係及び外部資金契約第三係を置く。
３　産学官連携・知財戦略室は、産学官及び民との連携・協力及び成果の普及並びに知的財産権の申請と管理に関する業務を行う。	３　産学官連携・知財戦略室は、産官学及び民との連携・協力及び成果の普及並びに知的財産権の申請と管理に関する業務を行う。
４　地域連携戦略室は、地域における林業研究、都道府県試験研究機関との連絡調整及び国有林野事業の技術開発に関する業務を行う。	４　地域連携戦略室は、地域における林業研究、都道府県試験研究機関との連絡調整、国有林野事業の技術開発及び企画部の試験地に関する業務を行う。
５　研究安全管理室は、試験研究の安全管理、化学物質等の管理（職員労働安全衛生及び環境の管理改善・安全管理に関する業務を除く。）、共同利用研究施設・機械の安全管理、試験研究の実施に必要な諸法令に基づく許認可等に係る連絡調整に関する業務を行う。	５　研究安全管理室は、試験研究の進行安全管理、化学物質等の管理（職員労働安全衛生及び環境の管理改善・安全管理に関する業務を除く。）、共同利用研究施設・機械の安全管理、試験研究の実施に必要な諸法令に基づく許認可等に係る連絡調整に関する業務を行う。
６　実験林室は、苗畑、実験林、樹木園の運営及び研究用種子の収集、保存、配布並びに企画部の試験地に関する業務を行う。	６　実験林室は、苗畑、実験林、樹木園の運営及び研究用種子の収集、保存、配布＿＿＿＿＿に関する業務を行う。
７　研究管理主幹は、公的研究費等の適正使用の推進、外部資金契約業務の総括、実験林室に関する連絡調整、その他研究管理科長が特に命ずる業務を行う。	７　研究管理主幹は、公的研究費等の適正使用の推進、外部資金契約業務の総括、実験林室に関する連絡調整、その他研究管理科長が特に命ずる業務を行う。
８　研究管理専門職は、民間等との共同研究等の事務に関する業務、標本の生産、保存、配付に関する業務、依頼試験の分析鑑定及び依頼出張の受付に関する業務その他研究管理科長が特に命ずる業務を行う。	８　研究管理専門職は、民間等との共同研究及び委託研究並びに国等からの補助に係る契約等の事務に関する業務（科学研究費補助金を除く。）、若手研究者の受入れ及び標本の生産、保存、配付に関する業務＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿その他研究管理科長が特に命ずる業務を行う。
９　外部資金契約第一係は、国（農林水産技術会議事務局を除く。）からの委託研究及び補助事業に係る契約等の事務に関する業務を行う。	９　外部資金契約第一係は、国（農林水産技術会議事務局を除く。）からの委託研究＿＿＿＿に係る契約等の事務に関する業務を行う。
１０　外部資金契約第二係は、農林水産技術会議事務局、大学及び農林水産省が所管する独立行政法人からの委託研究に係る契約等の事務に関する業務を行う。	１０　外部資金契約第二係は、農林水産技術会議事務局、大学及び農林水産省が所管する独立行政法人からの委託研究に係る契約等の事務に関する業務を行う。
１１　外部資金契約第三係は、外部からの委託研究に係る契約等の事務（外部資金契約第一係及び外部資金契約第二係の所掌に属するものを除く。）及び科学研究費補助金に係る業務を行う。	１１　外部資金契約第三係は、外部からの委託研究に係る契約等の事務（研究管理専門職並びに外部資金契約第一係及び外部資金契約第二係の所掌に属するものを除く。）、科学研究費補助金に係る業務、依頼試験の分析鑑定及び依頼出張の受付に関する業務を行う。
第１６条～第２１条　　【略】	第１６条～第２１条　　【略】
第７款　総務部	**第７款　総務部**
第２２条～第２４条の２　　【略】	第２２条～第２４条の２　　【略】
（総務課）	**（総務課）**
第２５条　総務課は、法人等印の管守、人事、服務及び文書に関する業務を行う。	第２５条　総務課は、法人等印の管守、人事、服務及び文書に関する業務を行う。
２　総務課に、課長補佐２人、役員秘書役１人、人事評価専門役１人、人事係、総務係、服務係、管理係及び文書係を置く。	２　総務課に、課長補佐２人、役員秘書役１人、人事評価専門役１人、人事係、総務係、服務係、労務管理係及び文書係を置く。
３　課長補佐は、総務課の所掌に関する人事・服務担当及び文書・秘書担当を置き、課長を補佐し、それぞれの所掌事務の全部又は一部を総括する。	３　課長補佐は、総務課の所掌に関する人事・服務担当及び文書・秘書担当を置き、課長を補佐し、それぞれの所掌事務の全部又は一部を総括する。
４　役員秘書役は、理事長及び役員の秘書、法人等印の管守に関する業務を行う。	４　役員秘書役は、理事長及び役員の秘書、法人等印の管守に関する業務を行う。
５　人事評価専門役は、人事評価、表彰及び叙勲に関する業務を行う。	５　人事評価専門役は、人事評価、表彰及び叙勲に関する業務を行う。
６　人事係は、職員の任免、人事記録、非常勤職員の雇用及び賃金計算に関する業務並びに他の係に属しない業務を行う。	６　人事係は、職員の任免、人事記録、非常勤職員の雇用＿＿＿＿＿に関する業務及び他の係に属しない業務を行う。
７　総務係は、諸行事の企画運営及び総務、諸規程の整備、協定控除に関する業務及び他の部課室に属しない業務を行う。	７　総務係は、諸行事の企画運営及び総務、諸規程の整備、協定控除に関する業務及び他の部課室に属しない業務を行う。
８　服務係は、服務、兼職、労働組合対応、苦情相談及び勤務管理に関する業務を行う。	８　服務係は、服務、兼職＿＿＿＿＿＿＿＿及び勤務管理に関する業務を行う。

９　管理係は、勤務時間管理に関する業務を行う。 １０　文書係は、文書管理、郵便、情報公開に関する業務を行う。	９　労務管理係は、労働組合対応、苦情相談及び勤務時間管理に関する業務を行う。 １０　文書係は、文書管理、郵便、情報公開に関する業務を行う。
（職員課） 第２６条　職員課は、安全衛生、役職員の給与、健康管理、共済組合に関する業務を行う。 ２　職員課に、課長補佐１人、安全衛生専門役１人、給与専門役１人、給与係、厚生係、共済組合給付係及び共済組合事業係を置く。 ３　課長補佐は、課長を補佐し、職員課の所掌事務の全部又は一部を総括する。 ４　安全衛生専門役は、職員労働安全衛生に関する業務を行う。 ５　給与専門役は、役職員の給与に関する専門の事項に関する業務を行う。 ６　給与係は、役職員の諸手当認定、給与計算、退職手当に関する業務及び他の係に属しない業務を行う。 ７　厚生係は、健康診断、災害補償、労働保険、レクリエーション、被服の調製、宿舎事務及び厚生施設の管理に関する業務を行う。 ８　共済組合給付係は、林野庁共済組合筑波支部の企画運営及び長期経理、短期経理に関する業務を行う。 ９　共済組合事業係は、林野庁共済組合筑波支部の事業計画運営及び貯金、貸付、診療所その他保健事業に関する業務を行う。	**（職員課）** 第２６条　職員課は、安全衛生、役職員の給与、健康管理、共済組合に関する業務を行う。 ２　職員課に、課長補佐１人、安全衛生専門役１人、給与専門役１人、給与係、厚生係、共済組合給付係及び共済組合事業係を置く。 ３　課長補佐は、課長を補佐し、職員課の所掌事務の全部又は一部を総括する。 ４　安全衛生専門役は、職員労働安全衛生に関する業務を行う。 ５　給与専門役は、役職員の給与に関する専門の事項に関する業務を行う。 ６　給与係は、役職員の給与、諸手当、退職手当に関する業務及び他の係に属しない業務を行う。 ７　厚生係は、健康診断、災害補償、労働保険、レクリエーション、被服の調製、宿舎事務及び厚生施設の管理に関する業務を行う。 ８　共済組合給付係は、林野庁共済組合筑波支部の企画運営及び長期経理、短期経理に関する業務を行う。 ９　共済組合事業係は、林野庁共済組合筑波支部の事業計画運営及び貯金、貸付、診療所その他保健事業に関する業務を行う。
（経理課） 第２７条　経理課は、予算、収支計画、資金計画、財務諸表、決算、金銭の出納に関する業務を行う。 ２　経理課に、課長補佐１人、予算・決算専門役１人、予算係、決算第一係、決算第二係、経理係、支出第一係及び支出第二係を置く。 ３　課長補佐は、課長を補佐し、経理課の所掌事務の全部又は一部を総括する。 ４　予算・決算専門役は、予算、財務諸表及び決算に関する専門的な業務を行う。 ５　予算係は、予算、収支計画、資金計画、運営費交付金等に関する業務及び他の係に属しない業務を行う。 ６　決算第一係は、財務諸表、計算証明に関する業務を行う。 ７　決算第二係は、経理決算、証拠書類に関する業務を行う。 ８　経理係は、予算執行管理に関する業務を行う。 ９　支出第一係は、資金管理及び金銭の出納に関する業務を行う。 ９　（削る） １０　支出第二係は、旅費に関する業務を行う。	**（経理課）** 第２７条　経理課は、予算、資金計画、財務諸表、決算、金銭の出納に関する業務を行う。 ２　経理課に、課長補佐１人、予算・決算専門役１人、予算係、決算係、経理係、支出第一係、支出第二係及び支出第三係を置く。 ３　課長補佐は、課長を補佐し、経理課の所掌事務の全部又は一部を総括する。 ４　予算・決算専門役は、予算及び決算に関する専門的な業務を行う。 ５　予算係は、予算、資金計画、収支計画、運営費交付金等に関する業務及び他の係に属しない業務を行う。 ６　決算係は、経理決算、計算証明及び証拠書類に関する業務を行う。 （新設） ７　経理係は、予算執行管理に関する業務を行う。 ８　支出第一係は、資金管理及び金銭の出納に関する業務を行う。 ９　支出第二係は、役職員等の給与計算に関する業務を行う。 １０　支出第三係は、旅費に関する業務を行う。
第２８条～第３１条　　【略】	第２８条～第３１条　　【略】
第８款	**第８款**
（研究ディレクターの業務） 第３２条　研究ディレクターは、命を受け、森林及び林業、木材産業に関する総合的な試験研究の企画、連絡調整及び指示並びに試験研究の情報収集を行い、次の研究分野に係る研究業務の統括に関する業務を分担して行う。 一　国土保全・水資源研究 二　気候変動研究 三　生物多様性・生物機能研究	**（研究ディレクターの業務）** 第３２条　研究ディレクターは、命を受け、森林及び林業、木材産業に関する総合的な試験研究の企画、連絡調整及び指示並びに試験研究の情報収集を行い、次の研究分野に係る研究業務の統括に関する業務を分担して行う。 一　国土保全・水資源研究 二　気候変動研究 三　生物多様性・森林被害研究

四　林業生産技術研究 五　木質資源利用研究 六　木質バイオマス利用研究 七　生物被害・きのこ研究	四　林業生産技術研究 五　木質資源利用研究 六　木質バイオマス利用研究 七　生物機能研究
第９款　【略】	**第９款　【略】**
第１０款　研究部門	**第１０款　研究部門**
第３４条～第３６条　【略】	第３４条～第３６条　【略】
（戦略研究部門） 第３７条　戦略研究部門は生物多様性・気候変動研究拠点、震災復興・放射性物質研究拠点、森林災害・被害研究拠点及び新素材研究拠点で構成する。	**（戦略研究部門）** 第３７条　戦略研究部門は国際連携・気候変動研究拠点、生物多様性研究拠点、震災復興・放射性物質研究拠点、森林災害・被害研究拠点及び新素材研究拠点で構成する。
第１１款　研究領域	**第１１款　研究領域**
第３８条～第５３条　【略】	第３８条～第５３条　【略】
第１２款　研究拠点	**第１２款　研究拠点**
第５４条　（削除）	**（国際連携・気候変動研究拠点）** 第５４条　国際連携・気候変動研究拠点は、国際政策や国内外の森林研究機関等との連携・研究協力及び地球規模での気候変動に関する研究と業務を行う。 ２　国際連携・気候変動研究拠点に、国際研究推進室及び気候変動研究室を置く。 ３　国際研究推進室は、国際政策や国内外の森林研究機関等との連携、研究協力に関する研究と業務を行う。 ４　気候変動研究室は、気候変動に関わる研究と業務を行う。
（生物多様性・気候変動研究拠点） 第５５条　生物多様性・気候変動研究拠点は、森林の生物多様性の保全に係る情報の収集並びに地球規模での気候変動に関連するプロジェクト研究に関する業務を行う。 ２　生物多様性・気候変動研究拠点に、生物多様性研究室及び気候変動研究室を置く。 ３　生物多様性研究室は、森林の生物多様性の保全に係る情報の収集及び関連するプロジェクト研究に関する業務を行う。 ４　気候変動研究室は、気候変動に関わる研究と業務を行う。	**（生物多様性研究拠点）** 第５５条　生物多様性研究拠点は、森林の生物多様性の保全に係る情報の収集及び関連するプロジェクト研究に関する業務を行う。 （新設） （新設） （新設）
第５６条～第５８条　【略】	第５６条～第５８条　【略】
第３節～第４節　【略】	**第３節～第４節　【略】**
第３章　森林総合研究所林木育種センター	**第３章　森林総合研究所林木育種センター**
第１節　総則	**第１節　総則**

第２０１条　　【略】	第２０１条　　【略】
（林木育種センターの組織） 第２０２条　林木育種センターに所長を置き、林木育種センターの業務を統括する。 ２　林木育種センター所長は、理事（育種事業・森林バイオ担当）をもって充てる。 ３　林木育種センターに前２項のほか、育種部、遺伝資源部、指導普及・海外協力部及び４育種場を置く。	**（林木育種センターの組織）** 第２０２条　林木育種センターに所長を置き、林木育種センターの業務を統括する。 ２　林木育種センター所長は、理事（育種事業・森林バイオ担当）をもって充てる。 ３　林木育種センターに前２項のほか、育種部、遺伝資源部、海外協力部及び４育種場を置く。
第２節　林木育種センターに置く部署等	**第２節　林木育種センターに置く部署等**
第１款　育種部	**第１款　育種部**
（育種部の業務） 第２０３条　育種部は、次の業務を行う。 一　林木育種事業に係る企画、立案（育種企画課及び指導普及・海外協力部の所掌に属する業務を除く。）及び調査並びに実施（第三号及び第四号の業務を除く。）に関すること。 二　林木の品種改良及び増殖に係る調査及び研究（森林総合研究所森林バイオ研究センターの所掌に属する業務を除く。）に関すること。 三　保存園、交配園、原種園、試験園、原種苗畑及びその他の事業用地の造成及び保護管理に関すること。 四　林木育種事業に使用する苗木の生産及び配布に関すること。 五　（削る）	**（育種部の業務）** 第２０３条　育種部は、次の業務を行う。 一　林木育種事業に関する企画、立案（育種企画課の所掌に属する業務を除く。）及び調査並びに実施（第三号及び第四号の業務を除く。）に関すること。 二　林木の品種改良及び増殖に関する調査及び研究（森林総合研究所森林バイオ研究センターの所掌に属する業務を除く。）に関すること。 三　樹木園、採種園及び採穂園の造成及び保護管理に関すること。 四　林木育種事業に使用する苗木の生産及び配布に関すること。 五　林木育種事業に関する講習及び指導に関すること。
（育種部の内部組織） 第２０４条　育種部に、育種第一課、育種第二課及び原種課を置く。	**（育種部の内部組織）** 第２０４条　育種部に、育種第一課、育種第二課及び指導課を置く。
（育種第一課） 第２０５条　育種第一課は、第２０３条第一号及び第二号に掲げる業務（育種第二課の所掌に属する業務を除く。）を行う。 ２　育種第一課に、育種調査役１人及び基盤技術研究室を置く。 ３　育種調査役は、林木の育種事業に係る調査及び取りまとめ並びにこれらに係る企画、立案及び連絡調整に関する業務（育種第二課育種技術係の所掌に属する業務を除く。）を行う。 ４　基盤技術研究室は、次の業務（育種第二課育種研究室の所掌に属する業務を除く。）を行う。 一　林木の品種改良及び増殖に係る調査及び研究に関すること。 二　検定林及び試験林に関すること。	**（育種第一課）** 第２０５条　育種第一課は、第２０３条第一号及び第二号に掲げる業務（育種第二課の所掌に属する業務を除く。）を行う。 ２　育種第一課に、育種調査役１人及び基盤技術研究室を置く。 ３　育種調査役は、林木の育種事業に関する調査及び取りまとめ並びにこれらに関する企画、立案及び連絡調整に関する業務（育種第二課育種技術係の所掌に属する業務を除く。）を行う。 ４　基盤技術研究室は、次の業務（育種第二課育種研究室の所掌に属する業務を除く。）を行う。 一　林木の品種改良及び増殖に関する調査及び研究に関すること。 二　検定林及び試験林に関すること。
（育種第二課） 第２０６条　育種第二課は、第２０３条第一号及び第二号に掲げる業務のうち、関東育種基本区及びこれと事情を等しくする地域に関する業務を行う。 ２　育種第二課に、育種研究室及び育種技術係を置く。 ３　育種研究室においては、関東育種基本区及びこれと事情を等しくする地域における林木の育種事業に関する次の業務を行う。 一　林木育種事業の実施（原種課及び遺伝資源部の所掌に属する業務を除く。）にする	**（育種第二課）** 第２０６条　育種第二課は、第２０３条第一号及び第二号に掲げる業務のうち、関東育種基本区及びこれと事情を等しくする地域に関する業務を行う。 ２　育種第二課に、育種研究室及び育種技術係を置く。 ３　育種研究室においては、関東育種基本区及びこれと事情を等しくする地域における林木の育種事業に関する次の業務を行う。 一　林木育種事業の実施（指導課及び遺伝資源部の所掌に属する業務を除く。）にする

こと。 二　林木の品種改良及び増殖に係る調査及び研究に関すること。 三　育種材料の収集に関すること。 四　検定林及び試験林に関すること。 ４　育種技術係においては、関東育種基本区及びこれと事情を等しくする地域における林木育種事業に関する調査、連絡取りまとめ及び情報提供に関する業務を行う。	こと。 二　林木の品種改良及び増殖に関する調査及び研究に関すること。 三　育種材料の収集に関すること。 四　検定林及び試験林に関すること。 ４　育種技術係においては、関東育種基本区及びこれと事情を等しくする地域における林木育種事業に関する調査、連絡取りまとめ及び情報提供に関する業務を行う。
（原種課） 第２０７条　原種課は、第２０３条第三号及び第四号に掲げる業務を行う。 ２　原種課に、原種生産係、原種配布係及び長野増殖保存園管理係を置く。	**（指導課）** 第２０７条　指導課は、第２０３条第三号から第五号に掲げる業務を行う。 ２　指導課に、技術指導役１人、普及調整役１人、原種係及び長野増殖保存園管理係を置く。
３　（削る）	３　技術指導役は、次の業務を行う。 一　林木の育種技術及び育成品種に関する調査（普及調整役の所掌に属する業務を除く。）及び取りまとめに関すること。 二　林木育種事業に関する技術の講習及び指導（普及調整役の所掌に属する業務を除く。）及びにこれらに関する企画、立案及び連絡調整に関すること。
４　（削る）	４　普及調整役は、次の業務を行う。 一　林木の育成品種の認定特定増殖事業者（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成２０年法律第３２号）第９条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等に対する普及に関する調査及び取りまとめに関すること。 二　林木の育成品種の認定特定増殖事業者等に対する普及並びに普及に関する企画、立案及び連絡調整に関すること。
３　原種生産係は、次の業務を行う。 一　育種素材及び原種の増殖、管理に関すること。 二　保存園、交配園、原種園、試験園、原種苗畑及びその他の事業用地などの事業施設の管理に関すること。 ４　原種配布係は、次の業務を行う。 一　育種素材及び原種の配布に関すること。 二　事業用地の整備に関すること。	５　原種係は、次の業務を行う。 一　育種素材及び原種の増殖、管理及び配布に関すること。 二　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び業務用地の管理に関すること。
５　長野増殖保存園管理係は、別に定める長野増殖保存園の管理に関する業務を行う。	（新設） ６　長野増殖保存園管理係は、別に定める長野増殖保存園の管理に関する業務を行う。
第２款　【略】	**第２款　【略】**
第３款　指導普及・海外協力部	**第３款　海外協力部**
（指導普及・海外協力部の業務） 第２１３条　指導普及・海外協力部は、次の業務を行う。 一　林木育種の指導普及・海外協力に関する企画、立案及び連絡調整に関すること。 二　林木育種事業に係る講習及び指導に関すること。 三　海外における林木育種に関する調査（第四号の業務を除く。）、講習及び指導に関すること。 四　海外の熱帯及び亜熱帯樹種の林木育種に関する調査及び研究並びに試験林に関すること。	**（海外協力部の業務）** 第２１３条　海外協力部は、次の業務を行う。 一　林木育種の海外協力に関する企画、立案及び連絡調整に関すること。 【新設】 二　海外における林木育種に関する調査（第三号の業務を除く。）、講習及び指導に関すること。 三　海外の熱帯及び亜熱帯樹種の林木育種に関する調査及び研究並びに試験林に関すること。
（指導普及・海外協力部の内部組織） 第２１４条　指導普及・海外協力部に、指導課、海外協力課、西表熱帯林育種技術園及び	**（海外協力部の内部組織）** 第２１４条　海外協力部に、海外協力課、西表熱帯林育種技術園及び海外育種情報主幹１

海外育種情報主幹１人を置く。	人を置く。
（指導課）　【現行第２０７条から移動】 第２１５条　指導課は、第２１３条第一号（海外協力課の所掌に属する業務を除く。）及び第二号に掲げる業務を行う。 ２　指導課に、技術指導役１人、普及調整役１人、指導係を置く。 ３　技術指導役は、次の業務を行う。 一　林木の育種技術及び育成品種に係る調査（普及調整役の所掌に属する業務を除く。）及び取りまとめに関すること。 二　林木育種事業に係る技術の講習及び指導（普及調整役の所掌に属する業務を除く。）に関すること。 ４　普及調整役は、次の業務を行う。 一　林木の育成品種（特定母樹）の認定特定増殖事業者（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成２０年法律第３２号）第９条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等に対する普及に係る調査及び取りまとめに関すること。 二　林木の育成品種（特定母樹）の認定特定増殖事業者等に対する普及に関すること。 ５　（削る） ６　（削る） ５　指導係は、次の業務を行う。 一　林木育種事業に関する技術の講習及び指導に係る企画、立案及び連絡調整に関すること。 二　林木の育成品種の認定特定増殖事業者等に対する普及に係る企画、立案及び連絡調整に関すること。	**（指導課）** 第２０７条　指導課は、第２０３条第三号から第五号に掲げる業務を行う。 ２　指導課に、技術指導役１人、普及調整役１人、原種係及び長野増殖保存園管理係を置く。 ３　技術指導役は、次の業務を行う。 一　林木の育種技術及び育成品種に関する調査（普及調整役の所掌に属する業務を除く。）及び取りまとめに関すること。 二　林木育種事業に関する技術の講習及び指導（普及調整役の所掌に属する業務を除く。）及びにこれらに関する企画、立案及び連絡調整に関すること。 ４　普及調整役は、次の業務を行う。 一　林木の育成品種の認定特定増殖事業者（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成２０年法律第３２号）第９条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等に対する普及に関する調査及び取りまとめに関すること。 二　林木の育成品種の認定特定増殖事業者等に対する普及並びに普及に関する企画、立案及び連絡調整に関すること。 ５　原種係は、次の業務を行う。 一　育種素材及び原種の増殖、管理及び配布に関すること。 二　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び業務用地の管理に関すること。 ６　長野増殖保存園管理係は、別に定める長野増殖保存園の管理に関する業務を行う。 （新設）
（海外協力課） 第２１５条の２　海外協力課は、第２１３条第一号及び第三号に掲げる業務を行う。 ２　海外協力課に、海外企画係及び海外技術係を置く。 ３　海外企画係は、次の業務を行う。 一　林木育種の海外協力に関する企画、立案及び連絡調整に関すること。 二　林木育種の海外協力に関する情報の収集及び提供に関すること。 ４　海外技術係は、次の業務を行う。 一　林木育種の海外協力に必要な育種素材の収集及び保存に関すること。 二　林木育種の海外協力に関する講習及び指導に関すること。育種部は、次の業務を行う。	**（海外協力課）** 第２１５条　海外協力課は、第２１３条第一号及び第二号に掲げる業務を行う。 ２　海外協力課に、海外企画係及び海外技術係を置く。 ３　海外企画係は、次の業務を行う。 一　林木育種の海外協力に関する企画、立案及び連絡調整に関すること。 二　林木育種の海外協力に関する情報の収集及び提供に関すること。 ４　海外技術係は、次の業務を行う。 一　林木育種の海外協力に必要な育種素材の収集及び保存に関すること。 二　林木育種の海外協力に関する講習及び指導に関すること。育種部は、次の業務を行う。
第２１６条～第２１７条　**【略】**	第２１６条～第２１７条　**【略】**
第３節　【略】 **第１款　総則** 第２１８条　**【略】**	**第３節　【略】** **第１款　総則** 第２１８条　**【略】**

第２款　北海道育種場 第２１９条～第２２２条　**【略】** **（遺伝資源管理課）** 第２２３条　遺伝資源管理課は、次に掲げる業務を行う。 一～二　**【略】** 三　保存園、交配園、原種園、試験園、原種苗畑及びその他の事業用地の造成及び保護管理に関すること。 ２～４　**【略】** ５　増殖保存係は、次の業務を行う。 一～二　**【略】** 三　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び事業用地の管理に関すること。 第２２４条　**【略】** **第３款　東北育種場** 第２２５条～第２２８条　**【略】** **（遺伝資源管理課）** 第２２９条　遺伝資源管理課は、次に掲げる業務を行う。 一～二　**【略】** 三　保存園、交配園、原種園、試験園、原種苗畑及びその他の事業用地の造成及び保護管理に関すること。 ２～４　**【略】** ５　増殖保存係は、次の業務を行う。 一～二　**【略】** 三　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び事業用地の管理に関すること。 ６　**【略】** 第２３０条　**【略】** **第４款　関西育種場** 第２３１条～第２３４条　**【略】** **（遺伝資源管理課）** 第２３５条　遺伝資源管理課は、次に掲げる業務を行う。 一～二　**【略】** 三　保存園、交配園、原種園、試験園、原種苗畑及びその他の事業用地の造成及び保護管理に関すること。 ２～４　**【略】** ５　増殖保存係は、次の業務を行う。 一～二　**【略】** 三　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び事業用地の管理に関すること。 四　**【略】** ６　**【略】**	**第２款　北海道育種場** 第２１９条～第２２２条　**【略】** **（遺伝資源管理課）** 第２２３条　遺伝資源管理課は、次に掲げる業務を行う。 一～二　**【略】** 三　樹木園、採種園及び採穂園の造成及び保護管理に関すること。 ２～４　**【略】** ５　増殖保存係は、次の業務を行う。 一～二　**【略】** 三　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び業務用地の管理に関すること。 第２２４条　**【略】** **第３款　東北育種場** 第２２５条～第２２８条　**【略】** **（遺伝資源管理課）** 第２２９条　遺伝資源管理課は、次に掲げる業務を行う。 一～二　**【略】** 三　樹木園、採種園及び採穂園の造成及び保護管理に関すること。 ２～４　**【略】** ５　増殖保存係は、次の業務を行う。 一～二　**【略】** 三　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び業務用地の管理に関すること。 ６　**【略】** 第２３０条　**【略】** **第４款　関西育種場** 第２３１条～第２３４条　**【略】** **（遺伝資源管理課）** 第２３５条　遺伝資源管理課は、次に掲げる業務を行う。 一～二　**【略】** 三　樹木園、採種園及び採穂園の造成及び保護管理に関すること。 ２～４　**【略】** ５　増殖保存係は、次の業務を行う。 一～二　**【略】** 三　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び業務用地の管理に関すること。 四　**【略】** ６　**【略】**

第２３６条　**【略】**	第２３６条　**【略】**
第５款　九州育種場 第２３７条～第２４０条　**【略】**	**第５款　九州育種場** 第２３７条～第２４０条　**【略】**
（遺伝資源管理課） 第２４１条　遺伝資源管理課は、次に掲げる業務を行う。 一～二　**【略】** 三　保存園、交配園、原種園、試験園、原種苗畑及びその他の事業用地の造成及び保護管理に関すること。 ２～４　**【略】** ５　増殖保存係は、次の業務を行う。 一～二　**【略】** 三　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び事業用地の管理に関すること。	**（遺伝資源管理課）** 第２４１条　遺伝資源管理課は、次に掲げる業務を行う。 一～二　**【略】** 三　樹木園、採種園及び採穂園の造成及び保護管理に関すること。 ２～４　**【略】** ５　増殖保存係は、次の業務を行う。 一～二　**【略】** 三　採種園、採穂園等事業施設の設定、管理及び業務用地の管理に関すること。
第２４２条　**【略】**	第２４２条　**【略】**
第４節　【略】	**第４節　【略】**
第４章　【略】	**第４章　【略】**
第５章　森林整備センター	**第５章　森林整備センター**
第１節　総則	**第１節　総則**
（森林整備センターの業務） 第３０１条　森林整備センターは、水源を涵養するための森林の整備及びこれに附帯する業務並びに機構法附則第７条、第８条及び第１０条までに定める業務を行う。	**（森林整備センターの業務）** 第３０１条　森林整備センターは、水源を涵養するための森林の整備及びこれに附帯する業務並びに機構法附則第７条から第１１条までに定める業務を行う。
（森林整備センターの組織） 第３０２条　森林整備センターに所長を置き、森林整備センターの業務を統括する。 ２　森林整備センター所長は、理事（森林業務担当）をもって充てる。 ３　森林整備センターに理事（法令遵守担当）を置く。 ４　森林整備センターに前２項のほか、総括審議役２人、審議役３人、森林管理部、森林業務部、監査・コンプライアンス室、６整備局及び３２水源林整備事務所を置く。	**（森林整備センターの組織）** 第３０２条　森林整備センターに所長を置き、森林整備センターの業務を統括する。 ２　森林整備センター所長は、理事（森林業務担当）をもって充てる。 ３　森林整備センターに理事（法令遵守担当）を置く。 ４　森林整備センターに前２項のほか、総括審議役２人、審議役３人、森林管理部、森林業務部、農用地業務室、監査・コンプライアンス室、６整備局及び３２水源林整備事務所を置く。
第２節　森林整備センターに置く部署等	**第２節　森林整備センターに置く部署等**
第１款～第４款　【略】	**第１款～第４款　【略】**
第５款　森林管理部	**第５款　森林管理部**
第３０７条～第３０８条　【略】	第３０７条～第３０８条　【略】

（企画管理課） 第３０９条　企画管理課は、第３０７条第一号から第八号までに掲げる業務及び森林管理部の所掌に係る業務で他の所掌に属しないものに関することを行う。 ２　企画管理課に、企画係、調整係、秘書係、総務係、文書法規・情報公開係、ＩＣＴ推進係及び情報技術管理係を置く。 ３　企画係は、次の業務を行う。 一　運営に係る基本方針の企画・立案に関すること。 二　中長期計画及び年度計画の作成に関すること。 三　中長期計画及び年度計画の評価に関すること。 四　広報に関すること。 ４　調整係は、次の業務を行う。 一　各組織間の業務の総合調整に関すること。 二　関係機関等との調整に関すること。 ５　秘書係は、次の業務を行う。 一　役員に関すること。 二　秘書事務に関すること。 ６　総務係は、次の業務を行う。 一　組織に関すること。 二　訟務その他の法務の総括に関すること。 三　重要な会議に関すること。 四　所内の取締に関すること。 五　企画管理課の所掌に係る業務で、他の所掌に属しないものに関すること。 ７　文書法規・情報公開係は、次の業務を行う。 一　文書の接受発送及び保管に関すること。 二　独立行政法人等登記令に基づく登記に関すること。 三　法人等印の管理（会計機関に関するものを除く。）に関すること。 四　諸規程、通達、その他の文書の審査に関すること。 五　情報公開及び個人情報保護に関すること。 ８　ＩＣＴ推進係は、次の業務を行う。 一　業務の効率化に係る情報通信技術の導入等に関すること。 二　ネットワークシステムの整備・運用に関すること。 三　情報セキュリティの確保等に関すること。 ９　情報技術管理係は、次の業務を行う。 一　各システム構築・運用の調整等に関すること。 二　システム化による事務業務改善の検討に関すること。 三　デジタル技術の活用による業務の効率化に関すること。	（企画管理課） 第３０９条　企画管理課は、第３０７条第一号から第八号までに掲げる業務及び森林管理部の所掌に係る業務で他の所掌に属しないものに関することを行う。 ２　企画管理課に、企画係、調整係、秘書係、総務係、文書法規・情報公開係及びＩＣＴ推進係を置く。 ３　企画係は、次の業務を行う。 一　運営に係る基本方針の企画・立案に関すること。 二　中長期計画及び年度計画の作成に関すること。 三　中長期計画及び年度計画の評価に関すること。 四　広報に関すること。 ４　調整係は、次の業務を行う。 一　各組織間の業務の総合調整に関すること。 二　関係機関等との調整に関すること。 ５　秘書係は、次の業務を行う。 一　役員に関すること。 二　秘書事務に関すること。 ６　総務係は、次の業務を行う。 一　組織に関すること。 二　訟務その他の法務の総括に関すること。 三　重要な会議に関すること。 四　所内の取締に関すること。 五　企画管理課の所掌に係る業務で、他の所掌に属しないものに関すること。 ７　文書法規・情報公開係は、次の業務を行う。 一　文書の接受発送及び保管に関すること。 二　独立行政法人等登記令に基づく登記に関すること。 三　法人等印の管理（会計機関に関するものを除く。）に関すること。 四　諸規程、通達、その他の文書の審査に関すること。 五　情報公開及び個人情報保護に関すること。 ８　ＩＣＴ推進係は、次の業務を行う。 一　業務の効率化に係る情報通信技術の導入等に関すること。 二　ネットワークシステムの整備・運用に関すること。 三　情報セキュリティの確保等に関すること。 ９　（新設）
（労務課） 第３１０条　労務課は、第３０７条第九号に掲げる業務を行う。 ２　労務課に、企画係、人事係、給与第一係、給与第二係、厚生係、共済組合第二給付係、共済組合第二事業係及び人材育成係を置く。 ３　企画係は、次の業務を行う。 一　労務関係事務のとりまとめ及び総合調整に関すること。 二　職員の労働安全衛生、苦情処理委員会、労働条件及び労働組合対応に関すること。 ４　人事係は、次の業務を行う。 一　職制、任免、賞罰、服務その他要員管理等人事に関すること。	（労務課） 第３１０条　労務課は、第３０７条第九号に掲げる業務を行う。 ２　労務課に、企画係、人事係、給与第一係、給与第二係、厚生係、共済組合第二給付係及び共済組合第二事業係を置く。 ３　企画係は、次の業務を行う。 一　労務関係事務のとりまとめ及び総合調整に関すること。 二　職員の労働安全衛生、苦情相談、労働条件及び労働組合対応に関すること。 ４　人事係は、次の業務を行う。 一　職制、任免、賞罰、服務その他要員管理等人事に関すること。

二　人事管理上の基準、人事記録及び退職手当に関すること。 5　給与第一係は、役職員の給与、諸手当に関することを行う。 6　給与第二係は、給与計算に関することを行う。 7　厚生係は、健康診断、災害補償、労働保険、被服の貸与及び宿舎事務に関することを行う。 8　共済組合第二給付係は、林野庁共済組合筑波支部の森林整備センターにおける企画運営並びに長期経理及び短期経理に関することを行う。 9　共済組合第二事業係は、林野庁共済組合筑波支部の森林整備センターにおける事業計画運営及び貯金、貸付その他の保健事業に関することを行う。 １０　人材育成係は、次の業務を行う。 一　人材育成に必要な研修の計画策定・実行に関すること。 二　人事評価及び職員の表彰等に関すること。	二　人事管理上の基準、人事記録、職員の養成・研修及び退職手当に関すること。 5　給与第一係は、役職員の給与、諸手当に関することを行う。 6　給与第二係は、給与計算に関することを行う。 7　厚生係は、健康診断、災害補償、労働保険、被服の貸与及び宿舎事務に関することを行う。 8　共済組合第二給付係は、林野庁共済組合筑波支部の森林整備センターにおける企画運営並びに長期経理及び短期経理に関することを行う。 9　共済組合第二事業係は、林野庁共済組合筑波支部の森林整備センターにおける事業計画運営及び貯金、貸付その他の保健事業に関することを行う。 １０（新設）
（財務課） 第３１１条　財務課は、第３０７条第十号から第十二号までに掲げる業務のほか、経理関係業務で他の所掌に属しないものに関することを行う。 2　財務課に、企画係、主計係、計理係、予算総括係、予算編成係、調達係及び契約審査係を置く。 3　企画係は、次の業務を行う。 一　経理関係事務のとりまとめ及び総合調整に関すること。 二　入札・契約（第３２３条第一号の分収造林契約等を除く。）の制度に関すること。 三　会計制度及び経理システムに関すること。 4　主計係は、次の業務を行う。 一　予算、収支計画及び資金計画の執行に必要な総合調整に関すること。 二　予算実施計画、債務負担行為実施計画の作成及び示達に関すること。 三　補助金及び交付金に関すること（受入れに関することを除く。）。 5　計理係は、決算及び財務諸表に関することを行う。 6　（削除） 7　予算総括係は、次の業務を行う。 一　予算、収支計画及び資金計画の作成に必要な総合調整に関すること。 二　財政法第２８条関係予算資料の作成に必要な総合調整に関すること。 8　予算編成係は、次の業務を行う。 一　予算、収支計画及び資金計画に関すること。 二　財政法第２８条関係予算資料の作成に関すること。 9　調達係は、不動産及び物品等の調達に関することを行う。 １０　契約審査係は、入札・契約（第３２３条第一号の分収造林契約等を除く。）の実施及び審査等に関することを行う。 一　（削除） 二　（削除） **（資金会計課）**	**（財務課）** 第３１１条　財務課は、第３０７条第十号から第十二号までに掲げる業務のほか、経理関係業務で他の所掌に属しないものに関することを行う。 2　財務課に、企画係、主計係、森林計理係、農用地経理係、予算総括係、森林予算係、調達係及び契約審査係を置く。 3　企画係は、次の業務を行う。 一　経理関係事務のとりまとめ及び総合調整に関すること。 二　入札・契約（第３２３条第一号の分収造林契約等を除く。）の制度に関すること。 三　会計制度及び経理システムに関すること。 4　主計係は、森林業務部門に係る次の業務を行う。 一　予算、収支計画及び資金計画の執行に必要な総合調整に関すること。 二　予算実施計画、債務負担行為実施計画の作成及び示達に関すること。 三　補助金及び交付金に関すること（受入れに関することを除く。）。 5　森林計理係は、森林業務部門に係る決算及び財務諸表に関することを行う。 6　農用地経理係は、特定中山間等部門に係る次の業務を行う。 一　予算、収支計画及び資金計画に関すること。 二　（削除） 三　（削除） 四　決算及び財務諸表に関すること。 五　財政法第２８条関係予算資料の作成に関すること。 7　予算総括係は、次の業務を行う。 一　予算、収支計画及び資金計画の作成に必要な総合調整に関すること。 二　財政法第２８条関係予算資料の作成に必要な総合調整に関すること。 8　森林予算係は、森林業務部門に係る次の業務を行う。 一　予算、収支計画及び資金計画に関すること。 二　財政法第２８条関係予算資料の作成に関すること。 9　調達係は、不動産及び物品等の調達に関することを行う。 １０　契約審査係は、入札・契約（第３２３条第一号の分収造林契約等を除く。）の実施及び審査等に関することを行う。 一　（削除） 二　（削除） **（資金会計課）**

第３１２条　資金会計課は、第３０７条第十三号から第十五号までに掲げる業務を行う。	第３１２条　資金会計課は、第３０７条第十三号から第十五号までに掲げる業務を行う。
２　資金会計課に、出納係、資金係、資産管理係、債権管理第一係、債権管理第二係、賦課徴収企画係及び賦課徴収業務係を置く。	２　資金会計課に、出納係、森林資金係、農用地資金係、資産管理係、森林債権管理係、農用地債権管理係、賦課徴収企画係及び賦課徴収業務係を置く。
３　出納係は、現金、有価証券等の出納及び保管に関することを行う。	３　出納係は、現金、有価証券等の出納及び保管に関することを行う。
４　資金係は、次の業務を行う。	４　森林資金係は、森林業務部門に係る次の業務を行う。
一　支払資金計画の作成に関すること。	一　支払資金計画の作成に関すること。
二　資金の調達（補助金、交付金、出資金、借入金その他の資金の受入及び債券の発行を含む。）及び運用に関すること。	二　資金の調達（補助金、交付金、出資金、借入金その他の資金の受入及び債券の発行を含む。）及び運用に関すること。
三　借入金及び債券の償還に関すること。	三　借入金及び債券の償還に関すること。
５　（削除）	５　農用地資金係は、特定中山間等部門に係る次の業務を行う。
	一　支払資金計画の作成に関すること。
	二　資金の調達及び運用に関すること。
	三　借入金の償還に関すること。
６　資産管理係は、次の業務を行う。	６　資産管理係は、次の業務を行う。
一　物品の出納、保管及び処分並びに不動産の管理及び処分に関すること。	一　物品の出納、保管及び処分並びに不動産の管理及び処分（特定中山間等部門に係るものを除く。）に関すること。
二　計算証明等審査に関すること。	二　計算証明等審査に関すること。
７　債権管理第一係は、森林業務部門に係る債権の管理に関する業務を行う。	７　森林債権管理係は、森林業務部門に係る債権の管理に関する業務を行う。
８　債権管理第二係は、特定中山間等部門に係る次の業務を行う。	８　農用地債権管理係は、特定中山間等部門に係る次の業務を行う。
一　債権の管理に関すること。	一　債権の管理に関すること。
二　負担金、賦課金及び特別徴収金の徴収に関すること。	二　負担金、賦課金、特別徴収金及び対価の徴収並びに無利子貸付金の回収に関すること。
三　（削除）	三　（削除）
四　（削除）	四　不動産の管理及び処分に関すること。
９　賦課徴収企画係は、賦課徴収業務等（特定中山間等部門を除く。）に係る次の業務を行う。	９　賦課徴収企画係は、賦課徴収業務等に係る次の業務を行う。
一　賦課金及び負担金の徴収に係る企画調整に関すること。	一　賦課金及び負担金の徴収に係る企画調整に関すること。
二　賦課金及び負担金の徴収に係る経費の予算積算に関すること。	二　賦課金及び負担金の徴収に係る経費の予算積算に関すること。
１０　賦課徴収業務係は、賦課徴収業務等（特定中山間等部門を除く。）に係る次の業務を行う。	１０　賦課徴収業務係は、賦課徴収業務等に係る次の業務を行う。
一　賦課金、負担金の徴収に関すること。	一　賦課金及び負担金の徴収に関すること。
二　未納金の督励及び賦課金の強制徴収に関すること。	二　未納金の督励及び賦課金の強制徴収に関すること。
第６款　【略】	**第６款　【略】**
第７款　（削除）	**第７款　農用地業務室**
	（農用地業務室の業務）
第３１８条　（削除）	第３１８条　農用地業務室は、農用地事業等（完了区域に係るものに限る。）に係る次の業務を行う。
	一　事業実施計画に関すること。
	二　設計、積算及び施工技術等に関すること。
	三　事業の実績に関すること。
	四　事業用地の取得及び損失補償の実績に関すること。
	五　環境に関すること。

	六　事後評価に関すること。 2　農用地業務室に企画係、業務係及び調整係を置く。 3　企画係は、次の業務のほか、農用地業務室の所掌に係る業務で、他の所掌に属しないものに関することを行う。 一　中長期計画等の作成に関すること。 二　設計、積算及び施工に関すること。 三　低コスト工法及び循環資源の活用に係る工法に係る資料の管理に関すること。 四　技術に関する調査資料その他の情報の管理に関すること。 五　環境技術に係る情報の管理に関すること。 六　広報に関すること。 七　事後評価の調査（関係機関等からの資料収集等）に関すること。 4　業務係は、次の業務を行う。 一　実施計画及び実施設計に係る資料の管理に関すること。 二　事業実施計画、実施設計についての連絡調整に係る資料の管理に関すること。 三　負担金の算定に係る資料の管理に関すること。 四　環境に関すること。 五　事業に直接供する土地、工作物その他の物件及び権利の取得又は使用に係る資料の管理に関すること。 六　事業用地の保全に係る資料の管理に関すること。 七　事業の施行に関し必要とする土地利用に関する関係諸法令に基づく許可、承認の申請等に係る資料の管理に関すること。 八　事業の施行等に伴う損失の補償等に係る資料の管理に関すること。 九　事後評価の実施に関すること。 5　調整係は、次の業務を行う。 一　事業実施計画取りまとめに係る資料の管理に関すること。 二　事業実施計画に係る調査における資料の管理に関すること。 三　事業実施計画における構造物に係る関係諸法令の規定による協議・調整に係る資料の管理に関すること。 四　事業実施計画における工事計画に係る資料の管理に関すること。 五　事業実施計画における事業効果に係る資料の管理に関すること。 六　事業実施計画の作成のための手続きに係る資料の管理に関すること。 七　主要施設の予定管理者及び予定管理方法に係る資料の管理に関すること。 八　事業実施計画における土地利用、土地の権利調整、土地に係る関係諸法令の規定による協議・調整に係る資料の管理に関すること。 九　農業経営及び森林と農用地の一体的整備の計画に係る資料の管理に関すること。 十　事後評価の費用対効果分析に関すること。
第８款　　【略】	**第８款　　【略】**
第３節　整備局	**第３節　整備局**
（整備局の設置） 第３２０条　森林整備センターの業務を分掌させるため、必要な地に整備局を置き、その名称、位置及び業務区域は、別表第１の整備局の欄に掲げるとおりとする。	**（整備局の設置）** 第３２０条　森林整備センターの業務を分掌させるため、必要な地に整備局を置き、その名称、位置及び業務区域は、別表第１の整備局の欄に掲げるとおりとする。
（上席企画役）	**（上席企画役）**

第３２１条　東北北海道整備局及び近畿北陸整備局に上席企画役を置く。 ２　上席企画役は、上司の特命事項に係る業務を行う。	第３２１条　東北北海道整備局及び近畿北陸整備局に上席企画役を置く。 ２　上席企画役は、上司の特命事項に係る業務を行う。
（企画役） 第３２２条　中部整備局、中国四国整備局及び九州整備局に企画役を置く。 ２　企画役は、上司の命を受けて業務を行う。	**（企画役）** 第３２２条　中部整備局に企画役を置く。 ２　企画役は、上司の命を受けて業務を行う。
（整備局の業務） 第３２３条　整備局は、分収造林事業等に関し、その業務区域における次の各号に掲げる業務を行う。 一　分収造林契約等の締結、解約等に関すること。 二　分収造林契約地等の管理に関すること。 三　事業実行に係る予算調整、指導、監督等に関すること。 四　分収造林事業等に係る労働安全衛生の指導に関すること。 五　作業道等基盤整備事業の指導、監督等に関すること。 六　分収造林契約地等及び造林木等の保護に係る指導、監督等に関すること。 七　森林施業計画等に関すること。 八　収穫に係る業務の実行に関すること。 九　販売及び収益分収並びに入札・契約に関すること。 十　入札・契約に関すること（第一号を除く。）。 十一　水源林整備事務所の業務区域に属しない業務区域における第３２８条第４項、第５項、第６項、第７項及び第８項に掲げる業務に関すること。 十二　前各号の業務を行うために必要な庶務、労務及び経理等に関すること。	**（整備局の業務）** 第３２３条　整備局は、分収造林事業等に関し、その業務区域における次の各号に掲げる業務を行う。 一　分収造林契約等の締結、解約等に関すること。 二　分収造林契約地等の管理に関すること。 三　事業実行に係る予算調整、指導、監督等に関すること。 四　分収造林事業等に係る労働安全衛生の指導に関すること。 五　作業道等基盤整備事業の指導、監督等に関すること。 六　分収造林契約地等及び造林木等の保護に係る指導、監督等に関すること。 七　森林施業計画等に関すること。 八　収穫に係る業務の実行に関すること。 九　販売及び収益分収並びに入札・契約に関すること。 十　入札・契約に関すること（第一号を除く。）。 十一　水源林整備事務所の業務区域に属しない業務区域における第３２８条第３項、第４項、第５項、第６項及び第７項に掲げる業務に関すること。 十二　前各号の業務を行うために必要な庶務、労務及び経理等に関すること。
（整備局の内部組織） 第３２４条　整備局に、次の２課を置く。 一　総務課 二　水源林業務課	**（整備局の内部組織）** 第３２４条　整備局に、次の２課を置く。 一　総務課 二　水源林業務課
（総務課） 第３２５条　総務課は、第３２３条第八号及び第九号（契約（造林木の販売に係る評定等に関することを除く。）、経理等に関するものに限る。）並びに第十号及び第十二号に掲げる業務を行う。 ２　総務課に、総務係、経理係及び契約係を置く。なお、中国四国整備局及び九州整備局総務課においては、これらの係の他に販売企画係をおく。 ３　総務係は、第３２３条第十二号の業務のうち庶務、労務等に係るものを行う。 ４　経理係は、第３２３条第十二号の業務のうち経理に係るもの（契約係の所掌に係るものを除く。）を行う。 ５　契約係は、第３２３条第八号、第九号及び第十号並びに同条第十二号の業務のうち同条第十一号（第３２８条第８項に係るものに限る。）の業務のうち契約（造林木の販売に係る評定等に関することを除く。）、経理等に関する業務を行う。 ６　販売企画係は、第３２３条第九号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第８項第二号及び第三号に係るものを行う（契約係の所掌に属する業務を除く。）。	**（総務課）** 第３２５条　総務課は、第３２３条第八号及び第九号（契約（造林木の販売に係る評定等に関することを除く。）、経理等に関するものに限る。）並びに第十号及び第十二号に掲げる業務を行う。 ２　総務課に、総務係、経理係及び契約係を置く。 ３　総務係は、第３２３条第十二号の業務のうち庶務、労務等に係るものを行う。 ４　経理係は、第３２３条第十二号の業務のうち経理に係るもの（契約係の所掌に係るものを除く。）を行う。 ５　契約係は、第３２３条第八号、第九号及び第十号並びに同条第十二号の業務のうち同条第十一号（第３２８条第７項に係るものに限る。）の業務のうち契約（造林木の販売に係る評定等に関することを除く。）、経理等に関する業務を行う。 ６（新設）
（水源林業務課）	**（水源林業務課）**

第３２６条　水源林業務課は、第３２３条第一号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務（総務課の所掌に属する業務を除く。）を行う。	第３２６条　水源林業務課は、第３２３条第一号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務（総務課の所掌に属する業務を除く。）を行う。
２　水源林業務課に、分収林契約係、造林係、基盤整備係、保護係、施業計画係、収穫係及び販売係を置く。なお、販売係については、中国四国整備局及び九州整備局水源林業務課を除く。	２　水源林業務課に、分収林契約係、造林係、基盤整備係、保護係、施業計画係、収穫係及び販売係を置く。
３　分収林契約係は、第３２３条第一号及び第二号に掲げる業務並びに同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第４項に係るものを行う。	３　分収林契約係は、第３２３条第一号及び第二号に掲げる業務並びに同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第３項に係るものを行う。
４　造林係は、第３２３条第三号及び第四号に掲げる業務並びに同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第５項第一号及び第二号に係るものを行う。	４　造林係は、第３２３条第三号及び第四号に掲げる業務並びに同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第４項第一号及び第二号に係るものを行う。
５　基盤整備係は、第３２３条第五号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第６項に係るものを行う。	５　基盤整備係は、第３２３条第五号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第５項に係るものを行う。
６　保護係は、第３２３条第六号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第５項第三号に係るものを行う。	６　保護係は、第３２３条第六号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第４項第三号に係るものを行う。
７　施業計画係は、第３２３条第七号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第７項に係るものを行う。	７　施業計画係は、第３２３条第七号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第６項に係るものを行う。
８　収穫係は、第３２３条第八号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第８項第一号に係るものを行う（契約係の所掌に属する業務を除く。）。	８　収穫係は、第３２３条第八号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第７項第一号に係るものを行う（契約係の所掌に属する業務を除く。）。
９　販売係は、第３２３条第九号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第８項第二号及び第三号に係るものを行う（契約係の所掌に属する業務を除く。）。	９　販売係は、第３２３条第九号に掲げる業務及び同条第十一号に掲げる業務のうち第３２８条第７項第二号及び第三号に係るものを行う（契約係の所掌に属する業務を除く。）。
第４節　水源林整備事務所	**第４節　水源林整備事務所**
（水源林整備事務所の設置）	**（水源林整備事務所の設置）**
第３２７条　整備局の森林業務の一部を分掌させるため、必要な地に水源林整備事務所を置き、その名称、位置及び業務区域は、別表第２に掲げるとおりとする。	第３２７条　整備局の森林業務の一部を分掌させるため、必要な地に水源林整備事務所を置き、その名称、位置及び業務区域は、別表第２に掲げるとおりとする。
（水源林整備事務所の業務）	**（水源林整備事務所の業務）**
第３２８条　水源林整備事務所（以下本条において「事務所」という。）に、管理係、総務係、分収林契約係、造林係、基盤整備係、施業計画係及び収穫係を置く。	第３２８条　水源林整備事務所（以下本条において「事務所」という。）に、管理係、総務係、分収林契約係、造林係、基盤整備係、施業計画係及び収穫係を置く。
２　管理係は、次の各号に掲げる業務を行う。	２（新設）
一　第４項から第８項までの業務を行うために必要な庶務及び経理等の業務に関すること。	
二　第８項第２号及び第３号に掲げる業務に関すること。	
三　販売委託の進捗管理に関すること。	
四　主伐・間伐に係る販売計画の策定及び契約協議等の業務補助に関すること。	
３　総務係は、第４項から第８項までの業務を行うために必要な庶務及び経理等の業務を行う。	２　総務係は、第３項から第７項までの業務を行うために必要な庶務及び経理等の業務を行う。
４　分収林契約係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。	３　分収林契約係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。
一　分収造林契約地等の境界の確定に関すること。	一　分収造林契約地等の境界の確定に関すること。
二　分収造林契約地等の登記に関すること。	二　分収造林契約地等の登記に関すること。
三　分収造林契約地等の管理に関すること。	三　分収造林契約地等の管理に関すること。
５　造林係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。	４　造林係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。
一　事業の実行（他の係の所掌に関するものを除く。）に関すること。	一　事業の実行（他の係の所掌に関するものを除く。）に関すること。

二　労働安全衛生の指導に関すること。 三　造林木等の保護等に関すること。 6　基盤整備係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。 一　作業道等基盤整備事業の実行に関すること。 二　林道等に係る負担金等に関すること。 7　施業計画係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。 一　森林施業計画等に関すること。 二　森林資源の調査及び管理に関すること。 8　収穫係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。 一　収穫事業の実行に関すること。 二　造林木等の販売及び収益分収に関すること。 三　造林木等の販売に係る入札・契約（他の係に属する所掌を除く。）に関すること。 9　第１項の規定にかかわらず、業務量を勘案して、事務所に同項に掲げる係の一部を置かないことができる。この場合の当該置かない係の業務については、次による。 一　分収林契約係を置かない事務所にあっては、造林係において第４項の業務を併せて行う。 二　基盤整備係を置かない事務所にあっては、造林係において第６項の業務を併せて行う。 三　施業計画係を置かない事務所にあっては、収穫係において第７項の業務を併せて行う。 四　収穫係を置かない事務所にあっては、造林係において第８項の業務を併せて行う。 五　前二号の規定にかかわらず、施業計画係及び収穫係を置かない事務所にあっては、造林係において第７項及び第８項の業務を併せて行う。	二　労働安全衛生の指導に関すること。 三　造林木等の保護等に関すること。 5　基盤整備係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。 一　作業道等基盤整備事業の実行に関すること。 二　林道等に係る負担金等に関すること。 6　施業計画係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。 一　森林施業計画等に関すること。 二　森林資源の調査及び管理に関すること。 7　収穫係は、事務所の業務区域内における分収造林事業等に係る次の各号に掲げる業務を行う。 一　収穫事業の実行に関すること。 二　造林木等の販売及び収益分収に関すること。 三　造林木等の販売に係る入札・契約（他の係に属する所掌を除く。）に関すること。 8　第１項の規定にかかわらず、業務量を勘案して、事務所に同項に掲げる係の一部を置かないことができる。この場合の当該置かない係の業務については、次による。 一　分収林契約係を置かない事務所にあっては、造林係において第３項の業務を併せて行う。 二　基盤整備係を置かない事務所にあっては、造林係において第５項の業務を併せて行う。 三　施業計画係を置かない事務所にあっては、収穫係において第６項の業務を併せて行う。 四　収穫係を置かない事務所にあっては、造林係において第７項の業務を併せて行う。 五　前二号の規定にかかわらず、施業計画係及び収穫係を置かない事務所にあっては、造林係において第６項及び第７項の業務を併せて行う。
第５節　森林整備センターの職制 第３２９条～第３３０条 **（水源林整備事務所）** 第３３１条　水源林整備事務所に水源林整備事務所長（以下「所長」という。）を置く。 2　所長は、局長の命を受けて当該水源林整備事務所の業務を掌理する。 3　北海道、岐阜、津、神戸、松江、高知、熊本及び宮崎の各水源林整備事務所にそれぞれ次長を置く。 4　次長は、所長を補佐し、当該水源林整備事務所の業務を所掌する。 5　水源林整備事務所に主幹を置くことができる。 6　主幹は、所長又は次長を補佐し、上司の命を受けて、当該水源林整備事務所の業務を整理し、又は分掌する。 7　水源林整備事務所の係に係長を置く。 8　係長は、上司の命を受けて当該係の業務を所掌する。 9　係には、必要に応じて主任を置くことができる。 第３３２条～第４００条　（削除）	**第５節　森林整備センターの職制** 第３２９条～第３３０条 **（水源林整備事務所）** 第３３１条　水源林整備事務所に水源林整備事務所長（以下「所長」という。）を置く。 2　所長は、局長の命を受けて当該水源林整備事務所の業務を掌理する。 3　札幌、岐阜、津、神戸、松江、高知、熊本及び宮崎の各水源林整備事務所にそれぞれ次長を置く。 4　次長は、所長を補佐し、当該水源林整備事務所の業務を所掌する。 5　水源林整備事務所に主幹を置くことができる。 6　主幹は、所長又は次長を補佐し、上司の命を受けて、当該水源林整備事務所の業務を整理し、又は分掌する。 7　水源林整備事務所の係に係長を置く。 8　係長は、上司の命を受けて当該係の業務を所掌する。 9　係には、必要に応じて主任を置くことができる。 第３３２条～第４００条　（削除）

第６章～第７章　　【略】

附則　　（平成３１年３月１４日　３０森林機構第１２１２０７号）
第１条　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
第２条　（削る）
第３条　（削る）
第４条　（削る）

附則　　（令和○年○月○日　○森林機構第○○○○号）
第１条　この規程は、令和３年４月１日から施行する。
第２条　分収造林事業等における造林木販売業務の多様化等に適切に対応することを目的として、第３２８条第２項に関する業務を行うため、当分の間東北北海道整備局北海道水源林整備事務所、中国四国整備局鳥取水源林整備事務所、中国四国整備局松江水源林整備事務所、中国四国整備局高知水源林整備事務所、九州整備局熊本水源林整備事務所、九州整備局大分水源林整備事務所、九州整備局宮崎水源林整備事務所及び九州整備局鹿児島水源林整備事務所に管理係を置く。
　なお、管理係を置く水源林整備事務所あっては、第３２８条第１項に規定する総務係は置かないものとする。

別表第１【略】

別表第２

所属	名称	位置	第327条の業務区域	
東北北海道整備局	北海道水源林整備事務所	札幌市	北海道	

第６章～第７章　　【略】

附則　　（平成３１年３月１４日　３０森林機構第１２１２０７号）
第１条　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
第２条　分収造林事業等における造林木販売業務の多様化等に適切に対応することを目的として、当分の間九州整備局に企画役を置き、上司の命を受けて業務を行う。
　なお、九州整備局に企画役を置く間は、熊本水源林整備事務所に第３３１条第３項に規定する次長を置かないものとする。
第３条　分収造林事業等における造林木販売業務の多様化等に適切に対応することを目的として、第３２３条第９項に関する業務を行うため、当分の間九州整備局総務課に販売企画係を置く。
　なお、販売企画係を置く間は、九州整備局水源林業務課に第３２６条第２項に規定する販売係は置かないものとする。
第４条　分収造林事業等における造林木販売業務の多様化等に適切に対応することを目的として、第３２８条第２項に併せて同条第７項第二号及び三号に関する業務を行うため、当分の間東北北海道整備局札幌水源林整備事務所、九州整備局宮崎水源林整備事務所及び九州整備局鹿児島水源林整備事務所に管理係を置く。
　なお、管理係を置く間は、東北北海道整備局札幌水源林整備事務所、九州整備局宮崎水源林整備事務所及び九州整備局鹿児島水源林整備事務所に第３２８条第１項に規定する総務係は置かないものとする。

（新設）

別表第１【略】

別表第２

所属	名称	位置	第329条第2項の業務区域	
東北北海道整備局	札幌水源林整備事務所	札幌市	北海道	

	青森水源林整備事務所	青森市	青森県	
	盛岡水源林整備事務所	盛岡市	岩手県	
	秋田水源林整備事務所	秋田市	秋田県	
	山形水源林整備事務所	山形市	山形県	
関東整備局	福島水源林整備事務所	福島市	福島県	
	宇都宮水源林整備事務所	宇都宮市	栃木県	
	前橋水源林整備事務所	前橋市	群馬県	
	新潟水源林整備事務所	新潟市	新潟県	
	甲府水源林整備事務所	甲府市	山梨県	
	静岡水源林整備事務所	静岡市	静岡県	
中部整備局	富山水源林整備事務所	富山市	富山県	
	長野水源林整備事務所	長野市	長野県	
	岐阜水源林整備事務所	岐阜市	岐阜県	
	津水源林整備事務所	津市	三重県	
近畿北陸整備局	金沢水源林整備事務所	金沢市	石川県	
	福井水源林整備事務所	福井市	福井県	
	神戸水源林整備事務所	神戸市	兵庫県	
	奈良水源林整備事務所	奈良市	奈良県	
	和歌山水源林整備事務所	和歌山市	和歌山県	
中国四国整備局	鳥取水源林整備事務所	鳥取市	鳥取県	
	松江水源林整備事務所	松江市	島根県	
	広島水源林整備事務所	広島市	広島県	

	青森水源林整備事務所	青森市	青森県	
	盛岡水源林整備事務所	盛岡市	岩手県	
	秋田水源林整備事務所	秋田市	秋田県	
	山形水源林整備事務所	山形市	山形県	
関東整備局	福島水源林整備事務所	福島市	福島県	
	宇都宮水源林整備事務所	宇都宮市	栃木県	
	前橋水源林整備事務所	前橋市	群馬県	
	新潟水源林整備事務所	新潟市	新潟県	
	甲府水源林整備事務所	甲府市	山梨県	
	静岡水源林整備事務所	静岡市	静岡県	
中部整備局	富山水源林整備事務所	富山市	富山県	
	長野水源林整備事務所	長野市	長野県	
	岐阜水源林整備事務所	岐阜市	岐阜県	
	津水源林整備事務所	津市	三重県	
近畿北陸整備局	金沢水源林整備事務所	金沢市	石川県	
	福井水源林整備事務所	福井市	福井県	
	神戸水源林整備事務所	神戸市	兵庫県	
	奈良水源林整備事務所	奈良市	奈良県	
	和歌山水源林整備事務所	和歌山市	和歌山県	
中国四国整備局	鳥取水源林整備事務所	鳥取市	鳥取県	
	松江水源林整備事務所	松江市	島根県	
	広島水源林整備事務所	広島市	広島県	

	山口水源林整備事務所	山口市	山口県	
	徳島水源林整備事務所	徳島市	徳島県、香川県	
	松山水源林整備事務所	松山市	愛媛県	
	高知水源林整備事務所	高知市	高知県	
九州整備局	佐賀水源林整備事務所	佐賀市	佐賀県、長崎県	
	大分水源林整備事務所	大分市	大分県	
	熊本水源林整備事務所	熊本市	熊本県	
	宮崎水源林整備事務所	宮崎市	宮崎県	
	鹿児島水源林整備事務所	鹿児島市	鹿児島県	

	山口水源林整備事務所	山口市	山口県	
	徳島水源林整備事務所	徳島市	徳島県、香川県	
	松山水源林整備事務所	松山市	愛媛県	
	高知水源林整備事務所	高知市	高知県	
九州整備局	佐賀水源林整備事務所	佐賀市	佐賀県、長崎県	
	大分水源林整備事務所	大分市	大分県	
	熊本水源林整備事務所	熊本市	熊本県	
	宮崎水源林整備事務所	宮崎市	宮崎県	
	鹿児島水源林整備事務所	鹿児島市	鹿児島県	

森林総合研究所　組織図

（改正案）

（研究・育種に係る組織図）

森林研究・整備機構
- 森林総合研究所
  - 企画部
    - 庶務係
    - 研究企画科
      - 企画室
      - 研究基盤室　（新設、研究職）
      - ダイバーシティ推進室
      - 調整係
      - 人材育成係
      - 調査係
      - 研究企画官
      - 研究調査官
      - 専門職
    - 国際戦略科　（国際連携・気候変動研究拠点長から振替）
      - 国際連携推進室　（拠点から振替）（名称変更）
      - 国際安全対策室　（研究企画科（海外安全対策室）から振替）
      - 海外調整専門職　（研究企画科から振替）
      - 海外連絡係　（研究企画科から振替）
    - 研究管理科
      - 産学官連携・知財戦略室
      - 地域連携戦略室
      - 研究安全管理室
      - 実験林室
      - 研究管理主幹
      - 研究管理専門職　（産学官連携・知財戦略担当）
      - 研究管理専門職　（地域連携戦略室当）
      - 外部資金契約第一係
      - 外部資金契約第二係
      - 外部資金契約第三係
      - 専門職
    - 研究評価科
      - 研究評価室
      - 評価情報係
    - 研究情報科
      - 研究情報室
      - 情報セキュリティ管理室
      - 情報係
    - 広報普及科
      - 広報専門役
      - 広報係
      - 編集刊行係
    - 資料課
      - 司書専門職
      - 司書専門職
      - 図書調整係
      - 図書情報係
    - 育種企画課
      - 課長補佐
      - 企画調査役
      - 企画係
      - 調整係
    - 上席研究員
    - 上席研究員
    - 上席研究員
    - 上席研究員
    - 上席研究員
    - 小笠原試験地
  - 総務部
    - 労務管理主幹
    - 総務課
      - 課長補佐（人事・服務担当）
      - 課長補佐（文書・秘書担当）

森林総合研究所　組織図

（現行）

（研究・育種に係る組織図）

森林研究・整備機構
- 森林総合研究所
  - 企画部
    - 庶務係
    - 研究企画科
      - 企画室
      - 海外安全対策室　（新設の国際戦略科へ）
      - ダイバーシティ推進室
      - 海外調整専門職　（新設の国際戦略科へ）
      - 調整係
      - 人材育成係
      - 調査係
      - 海外連絡係　（新設の国際戦略科へ）
      - 研究企画官
      - 研究専門官　（廃止）
      - 研究調査官
      - 専門職
    - 研究管理科
      - 産学官連携・知財戦略室
      - 地域連携戦略室
      - 研究安全管理室
      - 実験林室
      - 研究管理主幹
      - 研究管理専門職
      - 研究管理専門職
      - 外部資金契約第一係
      - 外部資金契約第二係
      - 外部資金契約第三係
      - 専門職
    - 研究評価科
      - 研究評価室
      - 評価情報係
    - 研究情報科
      - 研究情報室
      - 情報セキュリティ管理室
      - 情報係
    - 広報普及科
      - 広報専門役
      - 広報係
      - 編集刊行係
    - 資料課
      - 司書専門職
      - 司書専門職
      - 図書調整係
      - 図書情報係
    - 育種企画課
      - 課長補佐
      - 企画調査役
      - 企画係
      - 調整係
    - 上席研究員
    - 上席研究員
    - 上席研究員
    - 上席研究員
    - 上席研究員
    - 小笠原試験地
  - 総務部
    - 労務管理主幹
    - 総務課
      - 課長補佐（人事・服務担当）
      - 課長補佐（文書・秘書担当）

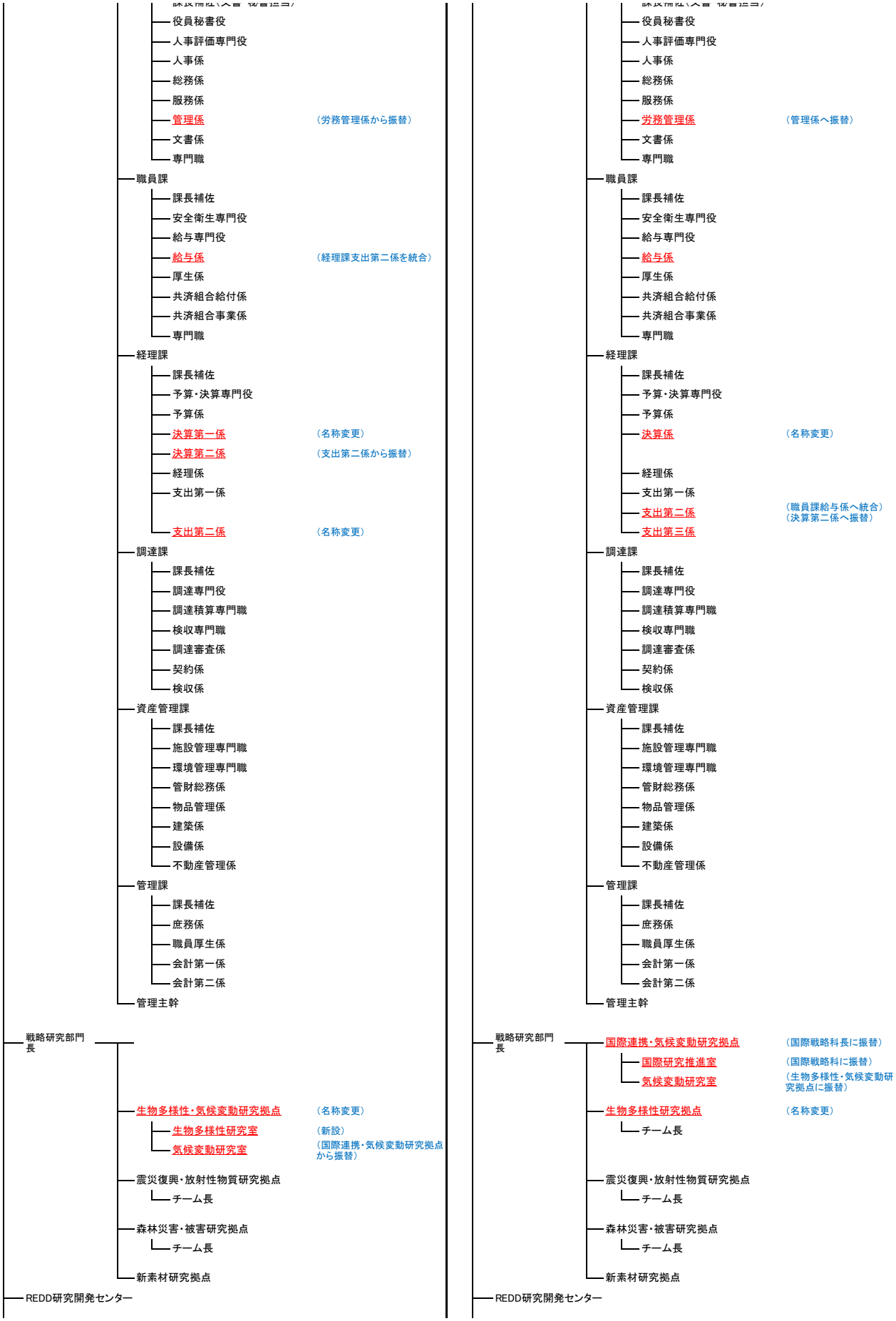
役員秘書役
人事評価専門役
人事係
総務係
服務係
管理係
（労務管理係から振替）
文書係
専門職
職員課
課長補佐
安全衛生専門役
給与専門役
給与係
（経理課支出第二係を統合）
厚生係
共済組合給付係
共済組合事業係
専門職
経理課
課長補佐
予算・決算専門役
予算係
決算第一係
（名称変更）
決算第二係
（支出第二係から振替）
経理係
支出第一係
支出第二係
（名称変更）
調達課
課長補佐
調達専門役
調達積算専門職
検収専門職
調達審査係
契約係
検収係
資産管理課
課長補佐
施設管理専門職
環境管理専門職
管財総務係
物品管理係
建築係
設備係
不動産管理係
管理課
課長補佐
庶務係
職員厚生係
会計第一係
会計第二係
管理主幹
戦略研究部門長
生物多様性・気候変動研究拠点
（名称変更）
生物多様性研究室
（新設）
気候変動研究室
（国際連携・気候変動研究拠点から振替）
震災復興・放射性物質研究拠点
チーム長
森林災害・被害研究拠点
チーム長
新素材研究拠点
REDD研究開発センター
役員秘書役
人事評価専門役
人事係
総務係
服務係
労務管理係
（管理係へ振替）
文書係
専門職
職員課
課長補佐
安全衛生専門役
給与専門役
給与係
厚生係
共済組合給付係
共済組合事業係
専門職
経理課
課長補佐
予算・決算専門役
予算係
決算係
（名称変更）
経理係
支出第一係
支出第二係
（職員課給与係へ統合）
（決算第二係へ振替）
支出第三係
調達課
課長補佐
調達専門役
調達積算専門職
検収専門職
調達審査係
契約係
検収係
資産管理課
課長補佐
施設管理専門職
環境管理専門職
管財総務係
物品管理係
建築係
設備係
不動産管理係
管理課
課長補佐
庶務係
職員厚生係
会計第一係
会計第二係
管理主幹
戦略研究部門長
国際連携・気候変動研究拠点
（国際戦略科長に振替）
国際研究推進室
（国際戦略科に振替）
気候変動研究室
（生物多様性・気候変動研究拠点に振替）
生物多様性研究拠点
（名称変更）
チーム長
震災復興・放射性物質研究拠点
チーム長
森林災害・被害研究拠点
チーム長
新素材研究拠点
REDD研究開発センター

森林総合研究所林木育種センター　組織図

（改正案）

（研究・育種に係る組織図）

森林研究・整備機構
- 林木育種センター
  - 育種部
    - 育種第一課
      - 育種調査役
      - 基盤技術研究室
    - 育種第二課
      - 育種研究室
      - 育種技術係長
    - 原種課　新設
      - 原種生産係長　原種係長から振替
      - 原種配付係長　新設
      - 長野増殖保存園
  - 遺伝資源部
    - 探索収集課
      - 分類同定研究室
      - 遺伝資源管理係長
      - 遺伝資源収集係長
    - 保存評価課
      - 特性評価研究室
      - 保存調査係長
    - 遺伝資源管理主幹
  - 指導普及・海外協力部　名称変更
    - 指導課長　育種部から振替
      - 技術指導役　育種部から振替
      - 普及調整役　育種部から振替
      - 指導係長　新設
    - 海外協力課長
      - 海外企画係長
      - 海外技術課長
    - 西表熱帯林育種技術園
      - 熱帯林育種研究室
      - 熱帯林試験係長
    - 海外育種情報主幹

森林総合研究所林木育種センター　組織図

（現行）

（研究・育種に係る組織図）

森林研究・整備機構
- 林木育種センター
  - 育種部
    - 育種第一課
      - 育種調査役
      - 基盤技術研究室
    - 育種第二課
      - 育種研究室
      - 育種技術係長
    - 指導課　指導普及・海外協力部へ振替
      - 技術指導役　指導普及・海外協力部へ振替
      - 普及調整役　指導普及・海外協力部へ振替
      - 原種係長　名称変更
      - 長野増殖保存園
  - 遺伝資源部
    - 探索収集課
      - 分類同定研究室
      - 遺伝資源管理係長
      - 遺伝資源収集係長
    - 保存評価課
      - 特性評価研究室
      - 保存調査係長
    - 遺伝資源管理主幹
  - 海外協力部
    - 海外協力課長
      - 海外企画係長
      - 海外技術係長
    - 西表熱帯林育種技術園
      - 熱帯林育種研究室
      - 熱帯林試験係長
    - 海外育種情報主幹

（ 別 紙 ）

（新）令和３年　４月　１日	（旧）令和２年　４月　１日
理事（森林業務担当） 理事（法令遵守担当） 監事 総括審議役（人事・労務担当） 総括審議役（経理担当） 審議役（総合調整担当） 審議役（監査・リスク管理担当） 審議役（技術担当） 森林管理部長 　次長 　上席参事 　参事 　企画管理課長 　　企画係 　　調整係 　　秘書係 　　総務係 　　文書法規・情報公開係 　　ICT推進係 　　**情報技術管理係（新設）** 　労務課長 　　企画係 　　人事係 　　給与第一係 　　給与第二係 　　厚生係 　　共済組合第二給付係 　　共済組合第二事業係 　　**人材育成係（新設）** 　財務課長 　　企画係 　　主計係 　　**計理係（変更）** 　　**（廃止）** 　　予算総括係 　　**予算編成係（変更）** 　　調達係 　　契約審査係 　資金会計課長 　　出納係 　　**資金係（変更）** 　　**（廃止）** 　　資産管理係 　　**債権管理第一係（変更）** 　　**債権管理第二係（変更）** 　　賦課徴収企画係 　　賦課徴収業務係 森林業務部長 　次長 　参事 　森林企画課長 　　企画係 　　評価係 　　予算調整係 　　分収林契約係 　　契約地管理係 　　訟務係 　森林事業課長 　　造林係 　　基盤整備係 　　保護係 　　技術係 　　震災復興係 　資源利用課長 　　収穫係 　　販売係 　　資源調査係 　　施業計画係 **（廃止）** 監査・コンプライアンス室長 　コンプライアンス係 　監査係 　監査役 　参事	理事（森林業務担当） 理事（法令遵守担当） 監事 総括審議役（人事・労務担当） 総括審議役（経理担当） 審議役（総合調整担当） 審議役（監査・リスク管理担当） 審議役（技術担当） 森林管理部長 　次長 　上席参事 　参事 　企画管理課長 　　企画係 　　調整係 　　秘書係 　　総務係 　　文書法規・情報公開係 　　ICT推進係 　労務課長 　　企画係 　　人事係 　　給与第一係 　　給与第二係 　　厚生係 　　共済組合第二給付係 　　共済組合第二事業係 　財務課長 　　企画係 　　主計係 　　**森林計理係** 　　**農用地経理係** 　　予算総括係 　　**森林予算係** 　　調達係 　　契約審査係 　資金会計課長 　　出納係 　　**森林資金係** 　　**農用地資金係** 　　資産管理係 　　**森林債権管理係** 　　**農用地債権管理係** 　　賦課徴収企画係 　　賦課徴収業務係 森林業務部長 　次長 　参事 　森林企画課長 　　企画係 　　評価係 　　予算調整係 　　分収林契約係 　　契約地管理係 　　訟務係 　森林事業課長 　　造林係 　　基盤整備係 　　保護係 　　技術係 　　震災復興係 　資源利用課長 　　収穫係 　　販売係 　　資源調査係 　　施業計画係 **農用地業務室** 　**上席参事** 　**参事** 　　**企画係** 　　**業務係** 　　**調整係** 監査・コンプライアンス室長 　コンプライアンス係 　監査係 　監査役 　参事

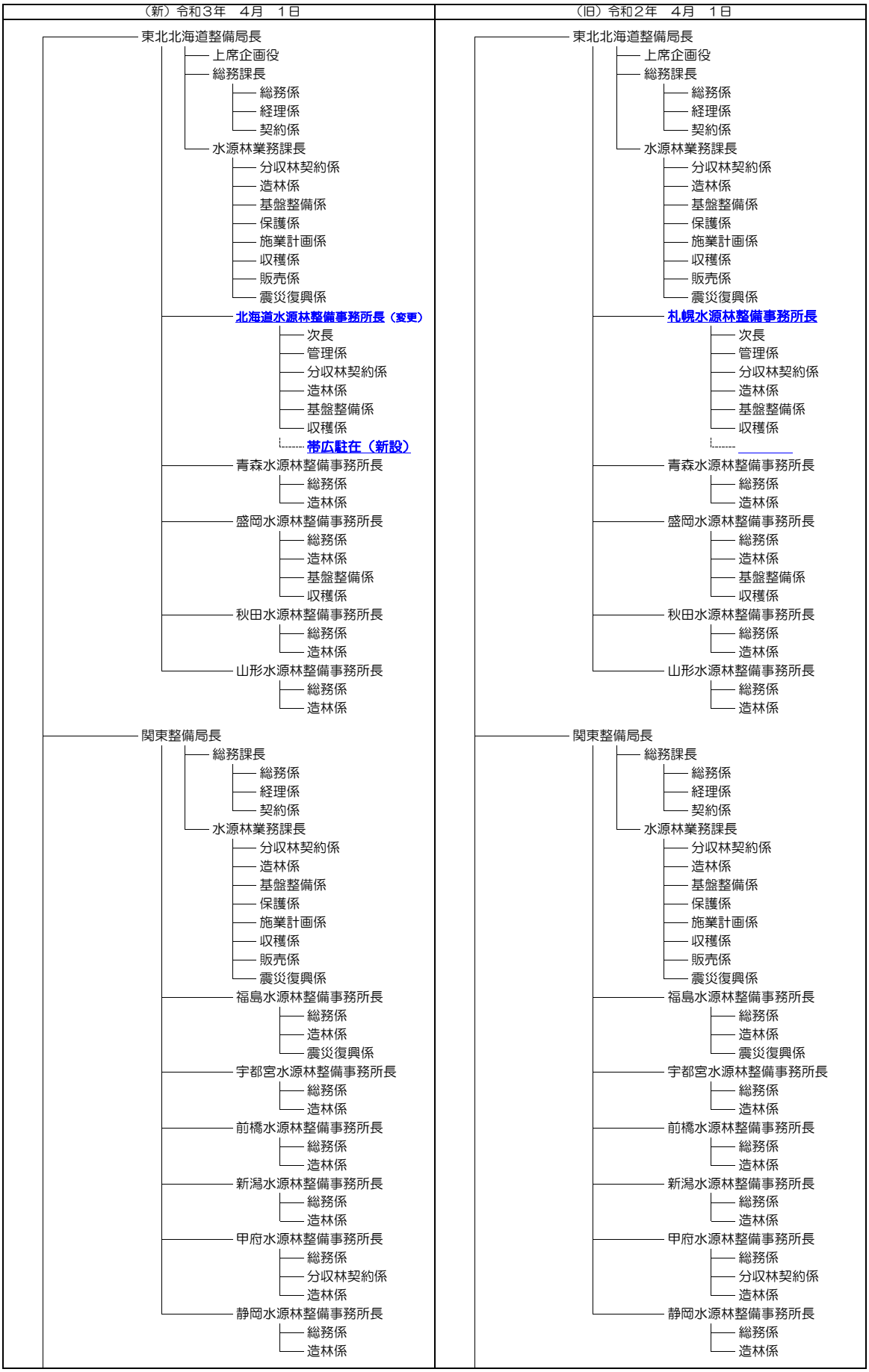
（新）令和３年　４月　１日
東北北海道整備局長
上席企画役
総務課長
総務係
経理係
契約係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
震災復興係
北海道水源林整備事務所長（変更）
次長
管理係
分収林契約係
造林係
基盤整備係
収穫係
帯広駐在（新設）
青森水源林整備事務所長
総務係
造林係
盛岡水源林整備事務所長
総務係
造林係
基盤整備係
収穫係
秋田水源林整備事務所長
総務係
造林係
山形水源林整備事務所長
総務係
造林係
関東整備局長
総務課長
総務係
経理係
契約係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
震災復興係
福島水源林整備事務所長
総務係
造林係
震災復興係
宇都宮水源林整備事務所長
総務係
造林係
前橋水源林整備事務所長
総務係
造林係
新潟水源林整備事務所長
総務係
造林係
甲府水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係
静岡水源林整備事務所長
総務係
造林係
（旧）令和２年　４月　１日
東北北海道整備局長
上席企画役
総務課長
総務係
経理係
契約係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
震災復興係
札幌水源林整備事務所長
次長
管理係
分収林契約係
造林係
基盤整備係
収穫係
青森水源林整備事務所長
総務係
造林係
盛岡水源林整備事務所長
総務係
造林係
基盤整備係
収穫係
秋田水源林整備事務所長
総務係
造林係
山形水源林整備事務所長
総務係
造林係
関東整備局長
総務課長
総務係
経理係
契約係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
震災復興係
福島水源林整備事務所長
総務係
造林係
震災復興係
宇都宮水源林整備事務所長
総務係
造林係
前橋水源林整備事務所長
総務係
造林係
新潟水源林整備事務所長
総務係
造林係
甲府水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係
静岡水源林整備事務所長
総務係
造林係

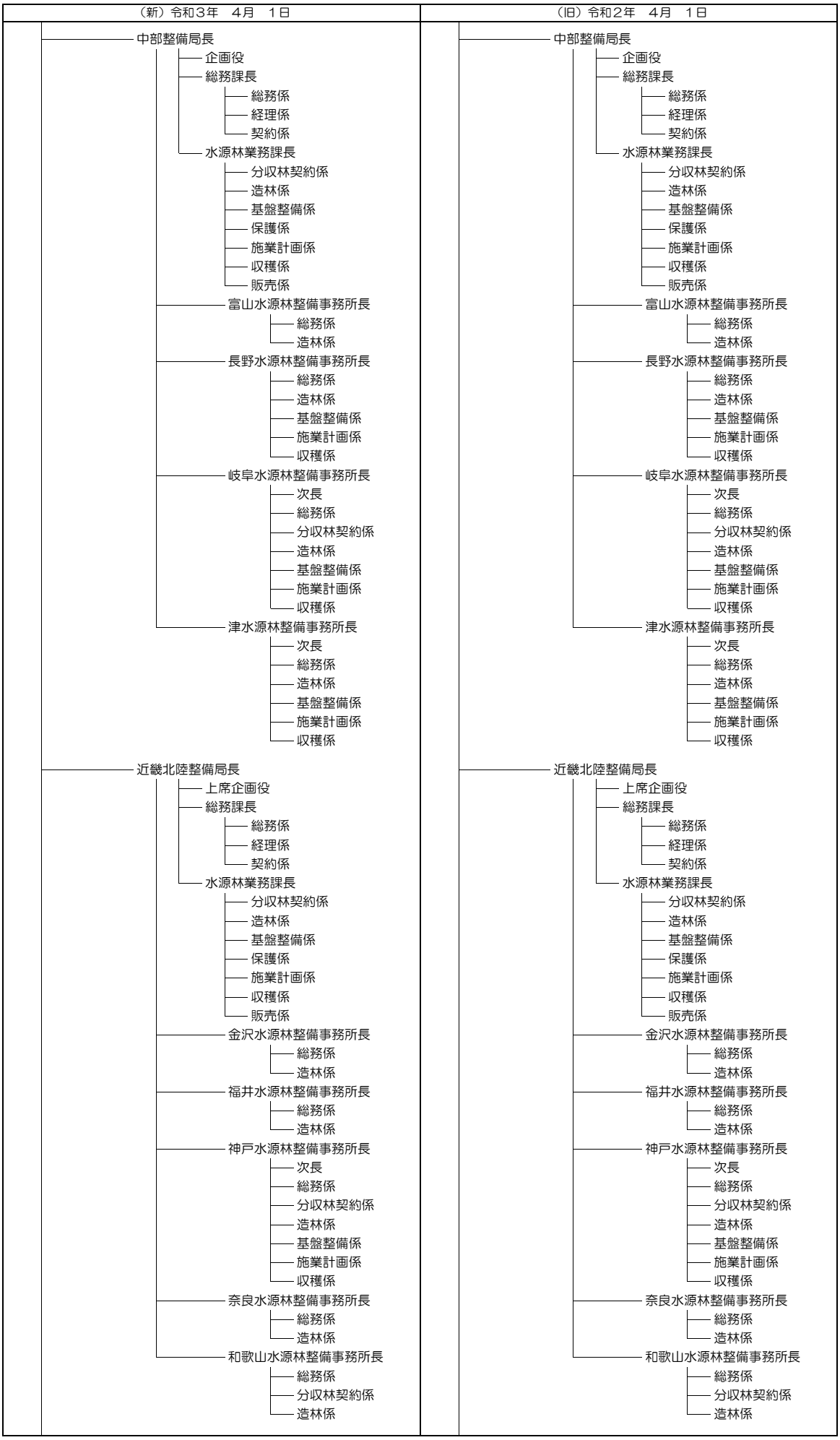
（新）令和３年　４月　１日
中部整備局長
企画役
総務課長
総務係
経理係
契約係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
富山水源林整備事務所長
総務係
造林係
長野水源林整備事務所長
総務係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
岐阜水源林整備事務所長
次長
総務係
分収林契約係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
津水源林整備事務所長
次長
総務係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
近畿北陸整備局長
上席企画役
総務課長
総務係
経理係
契約係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
金沢水源林整備事務所長
総務係
造林係
福井水源林整備事務所長
総務係
造林係
神戸水源林整備事務所長
次長
総務係
分収林契約係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
奈良水源林整備事務所長
総務係
造林係
和歌山水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係
（旧）令和２年　４月　１日
中部整備局長
企画役
総務課長
総務係
経理係
契約係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
富山水源林整備事務所長
総務係
造林係
長野水源林整備事務所長
総務係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
岐阜水源林整備事務所長
次長
総務係
分収林契約係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
津水源林整備事務所長
次長
総務係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
近畿北陸整備局長
上席企画役
総務課長
総務係
経理係
契約係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
金沢水源林整備事務所長
総務係
造林係
福井水源林整備事務所長
総務係
造林係
神戸水源林整備事務所長
次長
総務係
分収林契約係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
奈良水源林整備事務所長
総務係
造林係
和歌山水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係

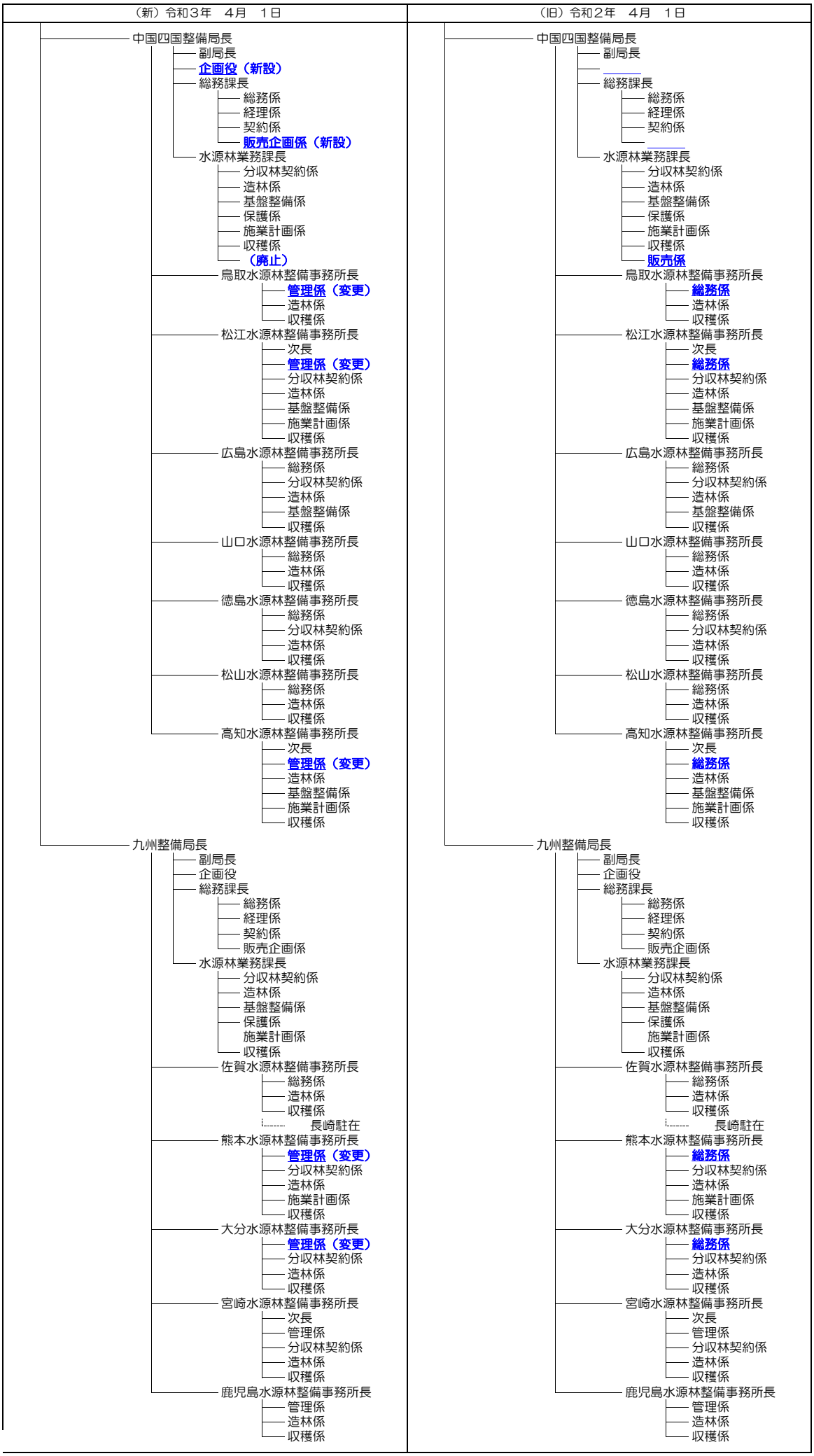
（新）令和３年　４月　１日
中国四国整備局長
副局長
企画役（新設）
総務課長
総務係
経理係
契約係
販売企画係（新設）
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
（廃止）
鳥取水源林整備事務所長
管理係（変更）
造林係
収穫係
松江水源林整備事務所長
次長
管理係（変更）
分収林契約係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
広島水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係
基盤整備係
収穫係
山口水源林整備事務所長
総務係
造林係
収穫係
徳島水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係
収穫係
松山水源林整備事務所長
総務係
造林係
収穫係
高知水源林整備事務所長
次長
管理係（変更）
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
九州整備局長
副局長
企画役
総務課長
総務係
経理係
契約係
販売企画係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
佐賀水源林整備事務所長
総務係
造林係
収穫係
長崎駐在
熊本水源林整備事務所長
管理係（変更）
分収林契約係
造林係
施業計画係
収穫係
大分水源林整備事務所長
管理係（変更）
分収林契約係
造林係
収穫係
宮崎水源林整備事務所長
次長
管理係
分収林契約係
造林係
収穫係
鹿児島水源林整備事務所長
管理係
造林係
収穫係
（旧）令和２年　４月　１日
中国四国整備局長
副局長
総務課長
総務係
経理係
契約係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
販売係
鳥取水源林整備事務所長
総務係
造林係
収穫係
松江水源林整備事務所長
次長
総務係
分収林契約係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
広島水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係
基盤整備係
収穫係
山口水源林整備事務所長
総務係
造林係
収穫係
徳島水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係
収穫係
松山水源林整備事務所長
総務係
造林係
収穫係
高知水源林整備事務所長
次長
総務係
造林係
基盤整備係
施業計画係
収穫係
九州整備局長
副局長
企画役
総務課長
総務係
経理係
契約係
販売企画係
水源林業務課長
分収林契約係
造林係
基盤整備係
保護係
施業計画係
収穫係
佐賀水源林整備事務所長
総務係
造林係
収穫係
長崎駐在
熊本水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係
施業計画係
収穫係
大分水源林整備事務所長
総務係
分収林契約係
造林係
収穫係
宮崎水源林整備事務所長
次長
管理係
分収林契約係
造林係
収穫係
鹿児島水源林整備事務所長
管理係
造林係
収穫係

理　事　会　資　料
令和３年３月１２日

事業報告書と環境報告書の作成方針(案)について

１　検討の背景

（１）当機構の事業報告書と環境報告書については、それぞれの根拠法令等に基づいて以下のとおり作成してきたところ。

①　事業報告書については、財務諸表の添付資料として財務情報を主とした記載内容としていたが、事業報告に関する新たなガイドラインが示され、令和元事業年度から「法人の長のリーダーシップに基づく、独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明する事業報告書」を目指して、新たに非財務情報を加えて業務概要をわかりやすくまとめたものとすることとされたことを受けて、当機構においても令和元事業年度版から構成等を見直して作成したところ。

②　一方、環境報告書については、当機構では、従来より、外部説明資料として活用するべく編集に力を入れ、森林を扱う業務全般が環境貢献であるとの考えの下、省エネ等の環境情報に限らず、機構業務全般の概要情報などを写真や図入りで対外的にわかりやすく作成し、印刷物の冊子にして配布・活用してきたところ。

（２）事業報告書の見直しに伴い、両報告書の記載内容に重複が生じる結果となったことから、令和２事業年度版の両報告書の作成に当たっては、作成に要する事務量や報告書の使途等も考慮して、両報告書の作成方針を整理する必要が生じている。

２　対応方針

上記１を踏まえて、環境委員会において両報告書の記載内容の整理等について議論し、以下のとおり次年度の作成方針(案)をまとめたところ。次年度の両報告書の作成については、この方針で進めさせて頂きたい。

（１）将来的には、両報告書の統合も考えられるが、両報告書ともにそれぞれ法令・ガイドライン上必要とされる記載事項があり、共通部分以外も網羅した統合版を作成すると、ボリューム面などから実用性に欠けるおそれがある。

（２）このため、令和２事業年度版については、それぞれ作成する中で、各ガイドライン上必要とされる内容の記載を必須としつつ、業務の効率化を図る観点から、記載内容で重複する部分については、予め両報告書に活用する前提で原稿を作成し、共用化を図る。

（３）また、機構の業務運営の全体像を示す役割は事業報告書にシフトさせ、環境報告書については、ガイドラインに基づいた記載事項にスリム化させる。

（４）これに伴い、環境報告書の冊子の印刷は取り止め、ＷＥＢ版を作成してホームページ上で公表する形とする。

（５）従来、環境報告書を活用してきた対外説明等の用途については、事業報告書の活用に加え、効率的に作成する前提で、両報告書の完成後に必要事項を抜粋した概要版冊子の作成も検討する。

（参考）根拠法令・ガイドライン

１）事業報告書

・「独立行政法人通則法」

第38条　独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。財務諸表を主務大臣に提出する時は、当該事業年度の事業報告書を添付しなければならない。（抜粋）

・「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（平成30年9月）」

２）環境報告書

・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」

第9条　特定事業者は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。（当機構は特定事業者。）

・「環境報告ガイドライン（2018年版､2012年版）」

理　事　会　資　料
令和３年３月１２日

第５期中長期目標の指示及び第５期中長期計画の認可申請について

第５期中長期目標について、別紙１のとおり２月２６日付けで農林水産大臣から指示があったので、これを受けて、第５期中長期計画について、別紙２のとおり３月１日付けで農林水産大臣あて認可申請したことを報告する。

（別紙1）

2森林機構第11260l号
令 -3.2.26 和
森林研究・整備機構

農林水産省指令２林整研第２４１号

茨城県つくば市松の里１番地
国立研究開発法人森林研究・整備機構
理 事 長　浅野　透

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の４第１項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を別添のとおり定めたので、同項の規定により指示する。

令和３年２月 26 日

農林水産大臣　　野上　浩太郎

受 -3.2.26 森林研究・整備機構

国立研究開発法人森林研究・整備機構　第５期中長期目標

令和３年２月 26 日
農　林　水　産　省

第１　政策体系における法人の位置付け及び役割

１　我が国の森林及び林業施策の動向

森林は、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。

また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。

我が国の森林面積のうち４割を占める人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である 50 年生を超え、本格的な利用期を迎えており、木材の総需要量に占める国産材利用量の割合も上昇傾向で推移している。しかし、我が国の林業は、林業自体の不確実性に加え、採算性の悪化、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど、依然として厳しい状況にある。

このため、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、「森林・林業基本計画」（平成 28 年５月 24 日閣議決定）が策定された。当該計画に基づき、農林水産省は、森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材加工及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。

また、「第５期科学技術基本計画」（平成 28 年１月 22 日閣議決定）で示された国全体の科学技術の方針等を踏まえ、我が国の森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発の方針である「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成 29 年３月林野庁策定）が定められ、これに基づき森林・林業・木材産業分野の研究課題等の解決に取り組んでいる。

さらに、「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減等を図るため、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、地域で生産される木材の積極的な利用等に取り組んでいる。

２　法人の沿革と使命

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治 38 年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成 13 年４月に設立された。その後、平成 19 年４月に独立行政法人林木育種センターと統合し、

森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成 20 年４月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置として承継し、平成 27 年４月からは森林保険業務が政府から移管され、平成 29 年４月からは、「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改称し、新たなスタートを切ることになった。

国は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第３条において、森林研究・整備機構の目的を定めている。その中で森林研究・整備機構は、①森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること、②森林保険業務を効率的かつ効果的に行うことを目的とするとされている。

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、また、水源林造成業務及び森林保険業務を行う機関として、上述１の国の政策のほか、社会的要請に対応し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、政策課題の解決に積極的に貢献していくことを通じて、森林の保続培養と林業技術の向上、国産材利用の拡大に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資するという使命・役割を担っている。

３　法人の現状と課題

研究開発業務においては、多様な分野の専門家の協働による総合力と機動力、豊富な研究蓄積、支所・育種場等を地域拠点とする全国ネットワーク、国内外の様々な研究機関との連携協力の実績を強みとして、森林・林業・木材産業に関する国の政策や地域ニーズに応える研究開発及び林木育種を先導的に行っている。また、高い専門性を活かし、調査、分析、鑑定、講習、試験研究に必要な標本の生産等を行っているほか、台風被害、豪雨災害等の緊急調査及び東日本大震災の復興支援等についても引き続き取り組むことが求められている。

特に林木育種分野では、ゲノム解析・編集技術などの育種技術の高度化及びその基盤となる林木遺伝資源の収集・保存・評価を行っている。また、林業の成長産業化に向けて、造林コストの低減にも資する優良品種の開発と原種生産・配布、技術支援が必要な海外の林木育種に対する技術協力にも取り組んでいる。今後は、優良品種の早期普及に向けて、原種の配布等を一層推進することが求められている。

第４期中長期目標期間では、研究開発成果を最大化するための「橋渡し」機能を強化し、造林の低コスト化技術の開発、高層木造建築の実現に必要な基準改正等への貢献、工業原料としての改質リグニンの開発等、産学官の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力し、所期の成果を収めてきた。第５期中長期目標期間においても、引き続きこれらの課題に取り組むとともに、社会実装を一層推進することが求められている。

水源林造成業務においては、整備局・水源林整備事務所を拠点として、森林所有者、

造林者（林業事業体）及び地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための施策を実施しており、引き続き推進することが求められている。

森林保険業務においては、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険として、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの役割を果たしており、引き続き林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な制度として運営することが求められている。

さらに、第４期中長期目標期間では、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携により、森林施業や森林気象害リスクに係る研究成果を水源林造成や森林保険に活用する等、各業務の連携が事業に効果を発揮したことから、第５期中長期目標期間においても、各業務の連携を一層強化し、技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及などの相乗効果を拡大させることが重要となっている。

加えて、スマート林業の推進等、林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、異分野・異業種との連携を一層強化する必要があるが、研究成果の社会還元及びこれらを進めるための知的財産や情報セキュリティに関する人材が不足しており、これらのマネジメント体制の整備が課題となっており、併せて人材の確保・育成も必要となっている。また、水源林造成業務及び森林保険業務に関し高度な専門知識と管理能力を有する人材の確保・育成を図ることが課題となっており、これらの課題の解決に向けた取組も必要となっている。

４　法人を取り巻く環境の変化

我が国の人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である 50 年生を超え、本格的な利用期を迎えており、国土の保全、水源の涵養等の森林の有する公益的機能を将来にわたって発揮させていくことと併せて、地域の再生のために、この人工林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用をすることが重要となっている。一方、林業・木材産業の重要な担い手の基盤である山村の多くは、人口減少や高齢化に加え、シカ等による森林被害の深刻化等を背景に、農林業の生産活動の低迷等に直面し、集落の消滅が増加するなど厳しい社会経済状況に置かれている。このため、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮並びにこれらを通じた山村の活性化（地方創生）を目指し、産学官一体となった総合的な取組を行うことが急務となっている。また、今後、少子高齢化と人口減少により、新設木造住宅着工等の木材需要の単純な増加が見込まれることは困難な情勢であり、木材需要を喚起するためには、我が国の木材供給においては、品質･性能、価格や量等の面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者等の多様なニーズ、エシカル消費等への動きを理解し、木材の特長を活かした価値･魅力のある商品、あるいは木材の合法性が確認されているなど SDGs（持続可能な開発目標）に配慮した商品を提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の新しい生活様式の定着が見られており、分散型社会の可能性の拡大やデ

ジタル技術によるイノベーションなどのポストコロナ時代の社会像において、森林・林業・木材産業も新たな役割を果たすことが求められている。

さらに、「統合イノベーション戦略 2020」（令和２年７月 17 日閣議決定）では、総合知による真の“Society 5.0”実現のため「戦略的に進めていくべき主要分野」の一つに食料・農林水産業が挙げられており、林業の生産性・安全性・収益性の向上が求められている。

また、森林研究・整備機構には「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年 12 月林野庁策定）に基づき、経験則だけでなく ICT を活用した森林資源管理、資源・境界情報のデジタル化、造林作業や木材生産の現場の労働災害の減少や重労働などからの脱却を目指す自動化機械の開発、早生樹等の利用拡大など、スマート林業への貢献に取り組むことのほか、木質系新素材を社会実装化し、石油由来製品の代替材としての利用を進め、林業の枠を超える産業・価値を創出することも期待されている。

加えて、近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生していることから、「国土強靱化基本計画」等を踏まえた治山事業や森林整備、森林における気象害等に対するセーフティネットとしての森林保険の更なる普及等に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第５次評価報告書において、人為的な影響が現在の地球温暖化の支配的原因である可能性が極めて高いことが指摘され、また、平成 28(2016)年 11 月にはパリ協定が発効したところであり、森林に対して、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的利用や気候変動及びその影響の軽減を始め、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。また、パリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を２℃未満とし 1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有され、平成 30(2018)年に公表された IPCC の特別報告書では、この目標の達成には「2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。我が国においても、2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しており、森林についても、森林整備や優良品種の早期普及等による二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、木材・木質新素材については、木材・木質製品の利用や石油由来製品の代替材等による二酸化炭素蓄積効果を一層発揮させる取組が期待される。

国連は令和 12(2030)年を年限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めており、森林に対して、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されているが、世界ではいまだに森林の減少や劣化が止まない状況が続いており、国際社会と連携した森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用などの取組が一層求められている。

また、第６期科学技術・イノベーション基本計画策定に向けた議論では、人文・社会科学との融合や産学官連携による分野、組織等を横断した多様な連携に取り組むべきとしている。このほか、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）が改正され、AI や IoT など科学技術・イノベーションの急

速な進展を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図ることとされている。

こうした新たなニーズや社会情勢、技術変革に対応するため、森林研究・整備機構は、農林水産省「「知」の集積と活用の場」産学官連携協議会において平成 28 年度から設立してきたプラットフォームなども活用し、必要により異分野との連携を更に推進するなどの対策を講ずる必要がある。

第２　中長期目標の期間

森林研究・整備機構の中長期目標の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月 31 日までの５年間とする。

第３　研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

森林研究・整備機構は、第１の位置付け及び役割を果たすため、１研究開発業務の各重点課題、２水源林造成業務、３森林保険業務、４特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

１　研究開発業務

森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、森林環境問題の解決、山地災害防止機能等の森林の持つ多面的機能の高度発揮、林業及び木材産業の持続的発展等、国の政策や社会ニーズをより一層的確にとらえた研究開発を実施する。こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

研究開発の推進に当たっては、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

（研究開発成果の最大化のための連携の推進）

イノベーションの創出に寄与するため、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林研究・整備機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として連携を推進する。一方、国際的な課題の解決に向けては、地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化等の国際的な課題に対応するため、森林・林業基本計画等の政策の実現に向けて、森林の公益的機能の維持増進等に資するという法人の使命を踏まえ、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター等の国立研究開発法人との協力関係を強化し、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で国内外の研究機関、国際機関等との連携を推進する。

（研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用）

研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。

加えて、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。

（研究開発の重点課題）

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の３つの重点課題と、その下に９つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的な研究開発を推進する。

（１）環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
（２）森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発
（３）多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等基盤事業のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ適切な重点課題の下に位置付け、実施する。

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。

（１）環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化に伴い、気候変動の影響の顕在化、気象災害の激甚化、生物多様性の劣化等、国内外の森林域で様々な問題が生じている。

平成 27(2015)年の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して２℃高い水準を十分に下回るものに抑えること及び 1.5℃高い水準までのものに抑えるための努力を継続することや、森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動の実施等が定められた。

また、平成 22 年（2010）年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標では、生物多様性の保全と生態系サービスの恩恵を強化することが示されたが、令和２（2020）年に同条約補助機関会合で公表された地球規模生物多様性概況第５版によれば、愛知目標の達成状況は不十分であり、中長期的に生物多様性の損失を減らし、生態系サービスを持続可能な形で利用する方策が求められている。

一方、東日本大震災からおおよそ 10 年が経過したものの、特に原子力災害の影響のモニタリングや、影響を受けた地域における森林・林業再生への取組が引き続き重要となっている。

このため、以下の３つの戦略課題を設定し、森林の持つ多面的機能を健全に発揮させることで、国内外の森林環境問題の解決や国土強靱化に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】【困難度：高】：下記ア、イ、ウ記載のとおり。

ア　気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発

森林における温室効果ガスのモニタリングや吸収・排出量算定の改善に資する技術を開発する。また、森林生態系のモニタリングと科学的知見に基づき、森林・林業分野への気候変動の影響をより詳細に評価、予測する手法を開発する。さらに、国内外において、森林の有する多面的機能を活用した気候変動影響の緩和及び影響への適応のための研究開発を推進する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。

【重要度：高】：「農林水産省気候変動適応計画」（平成 30 年 11 月改定）では、我が国の気候変動への適応に関する技術や経験を活用して開発途上国の適応の取組を支援することが必要とされ、重要度が高い。

イ　森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発

森林施業等の人為や環境変動が生物多様性に及ぼす影響を解明し、その変化を予測する。また、里山等における生物多様性がもたらす生態系サービスが、持続可能な形で利活用されるための社会的要因を解明する。さらに、森林生物が関係する人獣共通感染症や侵略的外来種等が地域の生物多様性や国民に及ぼす新たなリスクを解明し、リスクを低減させる技術を開発する【困難度：高】。

【困難度：高】：人獣共通感染症や侵略的外来種の制御には、生物学的な基礎研究から社会的要因への対策まで多角的な研究が必要であり、困難度が高い。

ウ　森林保全と防災・減災に向けた研究開発

極端な気象現象が森林域の災害拡大に及ぼすメカニズムを解明し、山地災害や森林気象害の予測、防止及び被害軽減のための技術を高度化する。また、長期観測データベースの整備を進めつつ、森林域における水循環及び物質循環メカニズムを解明し、森林環境の変動や気候変動が水循環や物質循環に与える影響を評価する。さらに、原子力災害で被災した地域の森林・林業の再生を支援するため、森林内の放射性物質に関する調査・研究、森林の利用再開に向けた技術開発等を推進する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。

【重要度：高】：「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）では、森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集等を引き続き行うこととされており、重要度が高い。

（２）森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発

我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、風水害に強い森林整備などを進める必要がある。また、クリーンウッド法の施行に伴い、合法性が確認された木材の利用促進が求められている。

一方、山村地域では、若年層を中心に人口の流出が著しく、過疎化や高齢化が更に進み、所有者が不明な森林の増加や林業労働力の減少のほか、地域経済の低迷といった問題が顕在化している。厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業・木材産業の成長産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図るため、林野庁においては、令和元(2019)年 12 月に林業イノベーション現場実装推進プログラムが策定され、近未来の林業のあるべき姿が提示されている。また、山村地域の新たな雇用や収入機会を確保するためには、基幹産業たる林業及び木材産業のみならず、地域資源を活かした産業を育成することで、山村経済の内発的な発展を促すことが不可欠である。

以上を踏まえ、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら、安全・安心で豊かな循環型社会を実現するため、また、森林資源の循環利用を通じ、我が国の人工林の若返りを図り、2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、以下の４つの戦略課題を設定し、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】【困難度：高】：下記ア、イ、ウ、エ記載のとおり。

ア　林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発

新たな計測技術や情報技術を用いた森林資源の評価及び計画技術を開発する。高度なセンシング技術等の応用により、造林・育林作業の低コスト化・省力化に資する新技術の開発を行う【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。また、林業における労働安全性と生産性の向上、流通の効率化のために、AI（人工知能）を応用した省力化・自動化に向けた研究開発を行う【困難度：高】。さらに、健康、観光、教育等の分野における森林空間利用が、利用者や山村振興に及ぼす効果について科学的エビデンスを示す。持続可能な木材利用と林業経営の確立、山村振興、新たな木材需要の創出等に資する社会科学的研究を強化する。

【重要度：高】：人工林の本格的な利用期を迎え、主伐後の再造林を確実にする

ため、再造林技術の低コスト化は極めて重要度が高い。
【困難度：高】：労働安全性の向上には、機械開発とともに、作業システムの見直し、労働条件やインフラの整備等多角的な研究が必要であり、困難度が高い。

イ　生物特性を活用した防除技術ときのこ等微生物利用技術の開発

森林に生息する様々な生物の環境に対する反応や相互関係の解明を進め、これらの知見をもとにニホンジカやカシノナガキクイムシ等病虫獣による森林・林業被害を効果的に軽減する技術を開発する【困難度：高】。また、きのこ等の病害虫を防除する技術を高度化する。さらに、菌根性食用きのこなどの安全な特用林産物の生産等の技術開発を行う。

【困難度：高】：ニホンジカの生息域や樹木害虫による被害地域が拡大する中で、人口減少等を考慮した効率の高い対策技術の開発は困難度が高い。

ウ　木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発

大径材の加工・流通システムを開発するとともに、国産早生樹等の材質・加工特性を解明し利活用技術を開発する。また、非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向けた、CLT（直交集成板）の利活用技術や超厚合板等の新たな木質材料を開発する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。さらに、木質材料や木質構造の耐久性、安全性、快適性、環境優位性等に関わる研究開発を推進する。

【重要度：高】：非住宅・中高層建築物等の新分野に向けた利活用技術と木質材料の開発は、木材需要の拡大にとって極めて重要度が高い。

エ　木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発

木質資源を原料とした、セルロースナノファイバー及び改質リグニン等新素材の社会実装を進めるための開発を行う。また、汎用性の高い新たな生分解性素材等を開発し、開発した新素材を低コストで安定的に製造するための技術を開発する【困難度：高】。さらに、木質資源を原料として食や健康に関わる機能性素材等を開発するとともに、木質バイオマスエネルギーを活用するための小規模分散型システムの安定性、効率性及び経済性を高めるための技術開発を行う。

【困難度：高】：木質資源から必要とする成分を分離する際に、品質の安定性、高収率及び低コストを高いレベルで両立させる必要があるため、困難度が高い。

（３）多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

森林資源の充実に伴い主伐が増加する中、森林の多面的機能の維持・増進を図りつつ、持続的な林業経営を確立するためには、優良な品種の開発及びその早期普及が必要となっている。

特に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定母樹は、二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の観点からも大きく期待されている。

また、品種の開発から原種苗木（種穂を採取するために必要な母樹となる苗木）の生産及び都道府県等への配布までに長期間を要している現状から、品種開発や原種苗木生産の高速化、効率化を図る必要がある。

さらに、気候変動が生物多様性に及ぼす影響を考慮すると、全国ネットワークを活用した林木遺伝資源の収集・保存がますます重要となっている。

このため、以下の２つの戦略課題を設定し、優良品種の開発、育種基盤の充実、原種苗木の生産及び普及の加速化等を推進する。

【重要度：高】：下記ア、イ記載のとおり。

ア　林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発

再造林の低コスト化、花粉発生源対策、気候変動適応等の社会的、経済的ニーズに対応した優良品種を開発する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。また、品種開発に必要な育種素材等の収集及び保存、ゲノム育種に必要な遺伝子情報の整備等による林木育種基盤の充実を図る。

【重要度：高】：優良品種の開発は、主伐後の確実な再造林の実施、花粉発生源対策及び森林吸収源対策等のために極めて重要度が高い。

イ　林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化

ゲノム編集による育種技術、効率的な形質評価技術、原種苗木の増産技術等を開発する。また、特定母樹を始めとする優良品種の原種苗木の生産体制を強化し、都道府県等に対して計画的に配布する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。さらに、優良品種の特性表の作成・公表、採種穂園の造成や林木育種等に関する技術指導及び海外の林木育種に対する技術協力を引き続き推進する。

【重要度：高】：優良品種の普及には、都道府県において当該品種の採種穂園を早期に造成する必要があり、そのためには、採種穂園を構成する原種苗木を安定的に供給することが極めて重要度が高い。

２　水源林造成業務

水源林造成業務については、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における役割への期待が高まっていることから、森林所有者、造林者及び市町村等の関係者との連携強化を一層図りつつ、以下のことに取り組む。

（１）事業の重点化

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行い、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備にも取り組む。

また、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。

（２）事業の実施手法の高度化のための措置

地球温暖化防止や森林資源の循環利用、林業及び木材産業の成長産業化等に資するため、水源林造成業務の実施に当たっては、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や低コスト化など森林整備技術の高度化に取り組むとともに、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給の推進に努める。

（３）地域との連携

自然災害発生時における被災森林の迅速な復旧を図るとともに、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。

３　森林保険業務

（１）被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②各種手続の効率化、③業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④迅速な保険金の支払い、のための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。なお、保険金の支払いの迅速化に向けた取組により、損害発生通知書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。

（２）制度の普及と加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の①から③の取組を推進する。

① ウェブサイト等の各種広報媒体の活用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。

② 関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対して幅広く森林保険を普及する活動を実施する。また、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入促進活動を実施する。

③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、森林保険業務の更なる能力の向上を図る。

（３）引受条件

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。

（４）内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

４　特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。

５　研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化

林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靱化等に向けて、各業務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールドを相互に活用するなど、森林研究・整備機構の強みである業務間の連携を強化し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリー等の植栽試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組む。

第４　業務運営の効率化に関する事項

１　一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標とする。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標とする。

森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標とする。

２　調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実

施する。

３　業務の電子化

国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。

このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。

第５　財務内容の改善に関する事項

「第４　業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

１　研究開発業務

独立行政法人会計基準（平成 12 年２月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和２年３月 26 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。

２　水源林造成業務

適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和３年４月１日から令和８年３月 31 日）中に長期借入金について 448 億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。

３　森林保険業務

（１）積立金の規模の妥当性の検証

外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生する

おそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。

（２）保険料収入の安定確保に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。

４　特定中山間保全整備事業等

適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和３年４月１日から令和８年３月31 日）中に長期借入金について 112 億円を確実に償還する。

５　保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年９月２日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

特に、職員宿舎第１号（杉並区和田）、職員宿舎第 16 号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。

第６　その他業務運営に関する重要事項

１　施設及び設備に関する事項

地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成 27 年７月 17 日）及び「日本の NDC（国が決定する貢献）」（令和２年３月 30 日）を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。

施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画（平成 22 年 11 月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。

２　広報活動の促進

新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の

活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の約３分の２を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。

このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。

３　ガバナンスの強化

（１）内部統制の充実・強化

内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、ＰＤＣＡサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。

このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるよう取り組む。

新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応のためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。

（２）コンプライアンスの推進

森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。

また、コンプライアンス確保のためにＰＤＣＡサイクルの取組の徹底など必要な取組が充分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。

４　人材の確保・育成

（１）人材の確保・育成

業務を効率的かつ効果的に推進するため、「人材確保・育成方針」を策定し、職員の適切な配置等を図る。

研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知的財産や情報セキュリティ等に関する高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装化を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との

人的連携の一層の強化を図る。

水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成を図るとともに、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。

（２）人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

（３）役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

５　ダイバーシティの推進

テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。

また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。

６　情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。

７　情報セキュリティ対策の強化

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

８　環境対策・安全管理の推進

森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。

（別紙2）

２森林機構第112601号
令和３年３月１日

農林水産大臣　野上　浩太郎　殿

国立研究開発法人　森林研究・整備機構
理事長　　浅野　透

国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）の認可申請について

このことについて、独立行政法人通則法（平成１１年７月１６日法律第１０３号）第３５条の５第１項の規定に基づき、別添のとおり国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）を作成したので、認可申請をいたします。

（担当：総合調整室）

国立研究開発法人森林研究・整備機構　第５期中長期計画

令和３年３月１日

第１　国立研究開発法人森林研究・整備機構の位置付け及び役割

１　法人の沿革と使命

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）は、明治 38（1905）年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を起源とし、平成 13（2001）年に独立行政法人森林総合研究所として発足、平成 19（2007）年に独立行政法人林木育種センターと統合した。また、平成 20（2008）年に独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を承継し、平成 27（2015）年に国立研究開発法人森林総合研究所となるとともに、政府から森林保険業務を移管される等の経過を経て、平成 29（2017）年「森林研究・整備機構」と名称を変更して新たなスタートを切ったところである。

こうして生まれた森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を行う機関であり、国の政策のほか、社会的要請に対応し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、政策課題の解決に積極的に貢献していくことを通じて、森林の保続培養と林業技術の向上、国産材利用の拡大に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資するという使命・役割を担っている。

２　法人の現状と課題

研究開発業務では、多様な分野の専門家の協働による総合力と機動力、豊富な研究蓄積、支所・育種場等を地域拠点とする全国ネットワーク、国内外の様々な研究機関との連携協力の実績を強みとして、森林・林業・木材産業に関する国の政策や地域ニーズに応える研究開発及び林木育種を先導的に行っている。また、高い専門性を活かし、調査、分析、鑑定、講習、試験研究に必要な標本の生産等を行うとともに、台風被害、豪雨災害等の緊急調査及び東日本大震災の復興支援等にも取り組んでいる。今後も、これらの取組を引き続き推進することが必要である。

林木育種分野では、ゲノム解析・編集技術などの育種技術の高度化及びその基盤となる林木遺伝資源の収集・保存・評価を行うとともに、林業の成長産業化に向けて、造林コストの低減にも資する優良品種の開発と原種生産・配布等に取り組み、さらには海外の林木育種への技術協力にも貢献している。今後は、優良品種の早期普及に向けて、原種の配布等を一層推進することが必要である。

第４期中長期目標期間では、研究開発成果を最大化するための「橋渡し」機能を強化し、造林の低コスト化技術の開発、高層木造建築の実現に必要な基準改正等への貢献、工業原料としての改質リグニンの開発等、産学官の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力し、所期の成果を収めてきた。第５期中長期目標期間においても、引き続き、これらの課題に取り組むとともに、社会実装を一層推進することが必要で

ある。

水源林造成業務では、整備局・水源林整備事務所を拠点として、森林所有者、造林者（林業事業体）及び地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための施策を実施しており、引き続き、これらの施策を推進することが必要である。

森林保険業務では、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険として、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの役割を果たしており、引き続き林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な制度として運営していくことが必要である。

さらに、第４期中長期目標期間では、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携により、森林施業や森林気象害リスクに係る研究成果を水源林造成や森林保険に活用する等、各業務の連携が事業に効果を発揮したことから、第５期中長期目標期間においても、各業務の連携を一層強化し、技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及などの相乗効果を発揮する取組を推進していくことが重要である。

加えて、スマート林業の推進等、林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、異分野・異業種との連携や研究成果の社会還元を一層強化することが必要となっている。しかし、これらを進めるための知的財産や情報セキュリティに関する人材が不足しており、これらのマネジメント体制の整備や人材の確保・育成が課題である。また、水源林造成業務及び森林保険業務に関し高度な専門知識と管理能力を有する人材の確保・育成を図ることも課題となっており、これらの課題の解決に取り組むことが必要である。

３　法人を取り巻く環境の変化

我が国の人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である 50 年生を超え、本格的な利用期を迎えており、森林の有する多面的機能を将来にわたって発揮させていくため、また、地域の再生のためにも、この人工林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形で循環利用することが必要となっている。一方、その重要な担い手である林業・木材産業の基盤である山村の多くは、人口減少や高齢化に加え、気候変動による山地災害の激甚化やシカ等による森林被害の深刻化等を背景に、農林業の生産活動の低迷等に直面し、疲弊の度合いを増すなど厳しい社会経済状況に置かれている。このため、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮並びにこれらを通じた山村の活性化（地方創生）を目指し、産学官一体となった総合的な取組を行うことが急務となっている。また、今後、少子高齢化と人口減少により、新設木造住宅着工等の木材需要の単純な増加が見込まれることは困難な情勢であり、木材需要を喚起するためには、我が国の木材供給においては、品質･性能、価格や量等の面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者等の多様なニーズ、エシカル消費等への動きを理解し、木材の特長を活かした価値･魅力のある商品、あるいは木材の合法性が確認されているなど SDGs（持続可能な開発目標）に配慮した

商品を提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の新しい生活様式の定着が見られており、分散型社会の可能性の拡大やデジタル技術によるイノベーションなどのポストコロナ時代の社会像において、森林・林業・木材産業も新たな役割を果たすことが求められている。

さらに、「統合イノベーション戦略 2020」（令和２年７月 17 日閣議決定）では、総合知による真の“Society 5.0”実現のため「戦略的に進めていくべき主要分野」の一つに食料・農林水産業が挙げられており、林業の生産性・安全性・収益性の向上が求められている。

また、森林研究・整備機構には「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年 12 月林野庁策定）に基づき、経験則だけでなく ICT を活用した森林資源管理、資源・境界情報のデジタル化、造林作業や木材生産の現場の労働災害の減少や重労働などからの脱却を目指す自動化機械の開発、早生樹等の利用拡大など、スマート林業への貢献に取り組むことのほか、木質系新素材を社会実装化し、石油由来製品の代替材としての利用を進め、林業の枠を超える産業・価値を創出することも期待されている。

加えて、近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生していることから、「国土強靱化基本計画」等を踏まえた治山事業や森林整備、森林における気象害等に対するセーフティネットとしての森林保険の更なる普及等に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第５次評価報告書において、人為的な影響が現在の地球温暖化の支配的原因である可能性が極めて高いことが指摘され、また、平成 28（2016）年 11 月にはパリ協定が発効したところであり、森林に対して、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的利用や気候変動及びその影響の軽減を始め、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。また、パリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を２℃未満とし 1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有され、平成 30（2018）年に公表された IPCC の特別報告書では、この目標の達成には「2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。我が国においても、2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しており、森林についても、森林整備や優良品種の早期普及等による二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、木材・木質新素材については、木材・木質製品の利用や石油由来製品の代替材等による二酸化炭素蓄積効果を一層発揮させる取組が期待される。

国連は令和 12（2030）年を年限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めており、森林に対して、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されているが、世界ではいまだに森林の減少や劣化が止まない状況が続いており、国際社会と連携した森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用などの取組が一層求められている。

また、第６期科学技術・イノベーション基本計画策定に向けた議論では、人文・社

会科学との融合や産学官連携による分野、組織等を横断した多様な連携に取り組むべきとしている。このほか、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）が改正され、AI や IoT など科学技術・イノベーションの急速な進展を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図ることとされている。

こうした新たなニーズや社会情勢、技術変革に対応するため、森林研究・整備機構は、農林水産省「「知」の集積と活用の場」産学官連携協議会において平成 28 年度から設立してきたプラットフォームなども活用し、必要により異分野との連携などの取組を一層推進する。

４　中長期目標期間における法人の位置付け、役割、国の政策・施策との関係

上記の課題や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、第５期中長期目標期間において、森林研究・整備機構は、その有する全国ネットワークや地域の森林・林業関係者等との連携・信頼関係、専門的な人材・ノウハウといった強みを最大限活かしつつ、「森林・林業基本計画」が目指す我が国の森林・林業・木材産業の姿の実現とそれを通じた国土の強靭化や山村の振興、ひいては SDGs の達成に貢献するため、理事長のリーダーシップの下、研究開発成果の最大化、各業務の推進並びにそれら業務の質の向上と業務運営の効率化に機構全体で一体的に取り組む。その際、感染症対策、事業継続性の確保、情報セキュリティ対策も含めたリスク管理、コンプライアンス推進などガバナンスの強化や人材の確保・育成等の推進にも努めることとする。

第２　研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

上述の国立研究開発法人の使命及び役割を果たすため、１研究開発業務の各重点課題、２水源林造成業務、３森林保険業務、４特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

１　研究開発業務

現在、我々は地球規模の気候変動や気象災害の激甚化、生物多様性の劣化などの環境問題に加え、山村の過疎化の加速や人口減少・高齢化社会といった様々な社会問題に直面している。これらの諸問題に対して、山地災害防止機能等の森林の持つ多面的機能の高度発揮の促進、林業の効率性・収益性・安全性の確保、多様な森林整備の推進、林業及び木材産業の持続的発展、林木育種の推進など国の政策や社会ニーズへの対応が求められている。森林・林業・木材産業及び林木育種に関わる分野を総合的・網羅的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、長期にわたり蓄積してきた研究基盤も活用しつつ、科学的エビデンスを積み上げながら、人文・社会科学的視野も取り入れ、研究成果の社会実装化に向けた取組を推進し、これらの諸問題の解決に努めるとともに、科学技術の発展に寄与する。こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出、及び科学的エビデンスに基づく政策決定の推進にも重要となる基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。具体的には、森林の持つ多面的機能を活用することで、地球規模の気候変動

や生物多様性の損失等環境問題の解決や国土の防災・減災に資する研究開発を推進する。また、林業から木材産業及び森林を利用した観光等サービス産業を一体としてとらえ、関連分野の発展、山村地域の活性化をもたらす研究開発に取り組む。さらに、多様な目的に応じた森林づくりを進めるため、林木育種による優良品種の開発、林木育種技術の高度化を推進する。

研究開発の推進に当たり、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

研究開発成果の最大化のため、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、産学官及び異分野との連携を推進し、イノベーション創出を図る。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、各地域の諸会議や森林研究・整備機構が有するネットワーク等を活用し、支所・育種場等を地域の拠点として各地域の公設試や企業、国有林等との連携を推進し、地域のニーズや課題に対応する。一方、国際的な課題に対しては、国内外の研究機関、国際機関等との連携を通して解決を図り、我が国の国際貢献に寄与する。

研究開発成果の社会還元に当たっては、成果や科学的知見等の学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に資する社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への情報提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。

また、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。加えて、オープンサイエンス促進のため、研究データの適切な公開・提供を推進する。

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の３つの重点課題と、その下に９つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的に研究開発を推進する。

（１）環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
（２）森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発
（３）多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等研究基盤のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ関連課題との関係が明確となるよう適切な重点課題の下に位置付け、実施する。

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。

（１）環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化等に伴い、気候変動影響の顕在化、気象災害の激甚化、生物多様性の劣化など、国内外の森林域で様々な問題が生じている。このような諸問題に取り組むため、森林による CO2 吸収源及び貯蔵庫の役割を強化し、気候変動影響を抑制するとともに、中長期的に生物多様性の損失を減らし、生態系サービスを持続可能な形で利用する方策を示していく必要がある。さらに、激甚化する森林災害に向けた対策の強化や、東日本大震災から影響を受けた地域の森林・林業再生への取組が引き続き重要となっている。

このため、以下の３つの戦略課題を設定し、森林の持つ多面的機能を健全に発揮させることで、国内外の森林環境問題の解決や国土強靱化に資する研究開発を推進する。

ア　気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発

地球規模で気候変動の影響が顕在化する中、気候変動の緩和に向けてパリ協定で示された２℃目標達成のためのネットゼロエミッションを目指し、人間社会や自然環境への影響を軽減・回避することで気候変動に適応することが求められている。そのためには、科学的データと知見に基づいて気候変動影響を予測し、緩和策、適応策を講じることが重要である。

そこで、気候変動影響の予測の向上に不可欠である森林セクターにおける温室効果ガスの吸収・排出量をより正確に把握するため、外部機関とも連携しながらモニタリング方法や算定方法の改善に資する手法を開発する。また、亜寒帯から熱帯にわたる様々な気候帯での森林生態系のモニタリングによる観測データの充実を図り、現在の気候下における森林の成長及び環境変動影響の実態を把握するとともに、これらの科学的データと知見に基づき、森林・林業分野への気候変動の影響を詳細に評価、予測する手法を開発する。

さらに、森林の温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫としての機能を強化し、気候変動影響の緩和を図るための森林管理手法を開発するとともに、国内外において、森林、林業に対する気候変動影響予測に基づき、森林の多面的機能を活用、強化することにより気候変動に適応するための研究開発を行う。

イ　森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発

持続可能な社会の実現のためには、その基盤となる生物多様性を保ち、その機能を長期にわたりバランスよく発揮させることが必要である。そこで、森林の生物の生理・生態や生態系の機能及びそれらに対する環境因子の影響を様々な空間スケールで明らかにし、生物多様性のもたらす生態系サービスを持続可能な形で利活用できる森林管理の手法を発展させる。

そのため、生物多様性の基盤情報として、日本の主要樹種のゲノム塩基配列情報と生体分子の代謝機能情報、及び日本の各気候帯における代表的な森林生態系の動態情報を解析・収集し公開を進める。これらの基盤情報も活用しながら、森

林施業等の人為や環境変動に対する遺伝子、種及び生態系の多様性の応答を解明し、その変化を予測する。

さらに、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）をはじめとする森林生物由来の新興人獣共通感染症など負の生態系サービス及びクリハラリスなど侵略的外来種等が地域の生物多様性に及ぼす新たなリスクを解明し、リスクを低減させる技術を開発する。

加えて、生態系サービスが持続可能な形で利活用されるための社会的要因を解明する。以上のように多様な観点からの研究成果に基づき、異なるステークホルダーに対して生物多様性がもたらす生態系サービスの恩恵を明確にし、その持続的な利用を可能とする森林管理の手法を提示する。

ウ　森林保全と防災・減災に向けた研究開発

気候変動による極端気象現象の多発や人口減少、東日本大震災の影響の長期化、森林資源蓄積量の増大など、我が国の山地や森林を取り巻く状況は大きく変化しつつある。このような状況において、森林の機能に対する期待は大きく、森林の機能を積極的に取り入れた、防災・減災技術が強く求められている。

このため、森林における水循環・物質循環を解明し森林管理や気候変動が森林の水源涵養機能や物質循環に及ぼす影響を評価・予測するための技術を高度化する。また、森林の物質循環を介した放射性セシウムの動態解明を進め、将来予測のための技術を高度化する。

さらに、極端な気象現象に伴い多発する山地災害や森林気象害の軽減のため、自然災害に強い森林整備に向けて、災害の発生メカニズムの解明を進め、樹木根系や流木の影響、極端な気象現象を考慮した災害リスク評価技術の高度化を行い、流木災害発生地域を含む３つ以上の地域において効果的な治山防災対策の実施に貢献する。

加えて、森林の環境保全機能や防災機能の評価には、長期的な基盤データの充実が不可欠であるため、国有林等に設定した試験地を活用しながら森林の水源涵養、水質形成、森林気象、雪氷害対策のための積雪観測等の基盤課題に取り組むとともに基盤データの公開を行う。

（２）森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発

我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、気象害・病虫獣害に強い森林の整備などを進める必要がある。

一方、山村地域では、過疎化や高齢化の加速、所有者不明森林の増加等の問題、林業における労働生産性の低さや労働災害の問題を克服し、林業・木材産業の成長産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図る必要がある。

このため、以下の４つの戦略課題を設定し、安全・安心で豊かな循環型社会を実現するため、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら我

が国の人工林の若返りと活性化を図るとともに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開発を推進する。

ア　林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発

持続可能な方法で森林を利用しながら木材及び多様な森林生産物を安定的に供給・配分し、その対価の適正な分配により山村地域の発展を支えるため以下の課題に取り組む。

林産物の安定供給を図るため、センシング技術等を応用した造林・育林作業の低コスト化・省力化に資する２つ以上の施業技術の開発を行う。林業作業における生産性の向上や労働災害の防止のため、AI 等の新たな技術を用いた省力化・自動化の要素技術を２つ以上開発し、日本の作業条件に適した林業機械と作業システム及び安全管理技術の高度化に取り組む。持続的な森林の利用のため、森林管理局との共同試験地である収穫試験地の長期成長モニタリングを、前中長期計画期間と同等の 30 か所について実施するとともに、新たな計測・情報技術を用いた森林資源評価や管理・計画技術の開発、健康、観光、教育等の分野での多様な森林空間利用技術の開発を行う。海外の動向も視野に入れた社会科学的研究を強化し、健全な林業経営の確立と山村地域の振興、持続的な木材利用と新たな木材需要の創出のための方策、制度等を提示する。

イ　生物特性を活用した防除技術ときのこ等微生物利用技術の開発

近年の気候変動や外来種の移入などにより、森林や樹木に対する病虫獣被害の拡大リスクが高まっており、新たな被害対策が必要となっている。また、人口減少や高齢化による生産活動の低迷等に直面している山村地域を、森林資源の安定的利用を通じて活性化させることが求められている。

そのため、森林に生息する様々な生物の環境応答様式や相互関係を解明し、シカ害やナラ枯れ等の森林・林業被害やきのこ等特用林産物被害のうち喫緊の対応が求められる３種の病虫獣害を効果的に軽減する技術体系を確立する。また、腐生、共生及び寄生など様々な特性を有する森林微生物の生理生態や宿主樹木など他の生物との相互関係を解明して、菌根性食用きのこの栽培、特用林産物の安全性や機能性を考慮した生産及びスギ花粉飛散抑制等の技術を開発する。これらの成果をもとに、地域のニーズや課題に対応し、行政機関、大学、民間企業との連携推進を通じて社会実装を図り、生物特性を有効に活用した森林資源の保全及び特用林産物の生産性向上に貢献する。

さらに、食用きのこ類等森林微生物の遺伝資源について探索収集、保管を行うとともに、遺伝子情報の解明など特性評価を行い、研究に活用する。研究成果の迅速な普及・実用化に向けて、広域での野生動物分布情報等把握システムを運営する。

ウ　木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発

木材・木質材料の一層の需要拡大と森林資源の持続可能な利用の両立を目指し、本格的な利用期を迎えている大径材や国産早生樹の付加価値向上技術の開発、多様なニーズに対応した建築物等の木造化・木質化技術の開発が求められている。

そのため、用途に応じた木材製品の安定供給に向け、大径材の加工・流通システムを開発するとともに、コウヨウザンを含む３樹種以上の早生樹種等について材質・加工特性を解明し利活用技術を開発する。樹木生理や木材成分等に着目した木材特性を解明し、新たな発想に基づく木材加工技術の開発を行う。

また、非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向け、従来の木質材料に加え、CLT（直交集成板）の更なる利活用技術を開発するとともに、多様なニーズに応え、適材適所での木材利用に資するため、生産効率の高い超厚合板等新たな木質材料を開発する。木質材料・木質構造の性能維持管理技術・耐久性・安全性の高度化、並びに木材ならではの快適性、健康機能、環境優位性の創出に貢献する研究開発を行う。

さらに、木材の識別等に資する基盤的な情報を整備するため、特に外部からの提供要請の多い国産有用樹種を中心に木材標本 150 点の収集を実施し、森林総合研究所ウェブサイト等を通じてデータを公開する。

エ　木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発

2030 年持続可能な循環型社会構築達成と、さらに 2050 年ネットゼロエミッション達成に向けて、化石資源に頼る社会構造を脱却し再生可能でかつカーボンニュートラルな木質バイオマス資源を原料とする新素材やエネルギーの社会実装拡大が強く求められている。

そのため、セルロース、ヘミセルロース、リグニン及び抽出成分等の木材成分を原料とし、それらに物理的・化学的・生物的処理を施すことによって、セルロースナノファイバーを始めとするセルロース・ヘミセルロース系素材、改質リグニンを始めとするリグニン系素材など新素材等の開発を行う。また、抽出成分起源の食や健康に関わる各種機能性素材の開発を行う。特に、海洋プラスチック汚染対策等の社会ニーズに応えるため、高付加価値素材に留まらず低分子リグニンから製造するピロンジカルボン酸等を原料とする汎用性の高い新たな生分解性素材等の開発とそれらを低コストで安定的に製造できる技術の開発を行う。

さらに、地域に密着して電力や熱の供給を行う小規模分散型等の木質バイオマスエネルギー生産に関して、その普及、定着及び発展を推進するために必要な原料となる木質バイオマス資源の低コスト供給や品質を安定化させるための技術、システムの安定稼働等を維持するための技術、システムの経済性を評価しその効率を高めるための技術等の開発を行う。

加えて、新規の飲用アルコール「木の酒」製造技術開発において、早期の社会実装実現に向けて、前中長期で開発を進めてきた４樹種の原料から飲用アルコールを製造する技術を確立するとともに、そのうち２樹種以上について健康影響評価に資する安全性データの採取を行う。

（３）多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

森林の多面的機能の維持・増進や持続的な林業経営の確立に向けて、造林コストの低減、二酸化炭素吸収・固定等に寄与する優良種苗の計画的・安定的な供給が求められている。

このため、以下の２つの戦略課題を設定し、適切な再造林に向けた優良品種の開発、様々な林木遺伝資源の収集・保存・増殖等育種基盤の充実、それらを早期に進めるための高速育種技術や新たな育種技術の開発に取り組み、エリートツリー由来特定母樹や多様な優良品種並びに開発技術の普及等の林木育種を推進する。

ア　林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発

林木育種基盤の充実を図るため、主要な育種対象樹種や新需要の創出が期待される早生樹等の重要度が高い育種素材や絶滅が危惧される希少種等の林木遺伝資源を収集し、保存・増殖を行う。また、スギ、ヒノキ、カラマツ及びコウヨウザン等を対象にゲノム育種に必要な情報の整備等を進める。

さらに、再造林の低コスト化、花粉発生源対策、気候変動適応等の経済的・社会的ニーズに対応するため、初期成長や雄花着花性、材質等の特性評価を行い、エリートツリー250 系統に加え初期成長に優れた品種や無花粉スギ品種等の優良品種 150 品種を開発する。

イ　林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化

林木育種の更なる高速化・効率化を図るため、ゲノム編集等バイオテクノロジーによる育種技術、UAV 等の活用による効率的な表現型（個体の示す形質）評価技術、栄養体・種子等の長期保存技術及び原種苗木の増産技術等を開発する。加えて、スギにおいて先進的に開発した高速育種技術をヒノキ、カラマツ等の他の育種対象樹種に適用し、当該技術の拡張を進める。

また、エリートツリー由来特定母樹及び多様な優良品種を早期に普及させるため、原種苗木の生産体制を強化し、都道府県等が要望する特定母樹等の原種本数の 90%以上を配布することを目標に、計画的な原種苗木の生産を行うとともに、特定母樹等の成長や種子生産性等の有用形質に係る特性表を新たに３点作成・公表する。併せて、国内外における林木育種技術の指導・普及を推進するため、都道府県や種苗事業者等に対する採種穂園の造成や育種技術の指導（オンラインでの開催を含む）を、目標期間中に合計 300 回以上行うとともに、海外における林木育種に対する技術協力や共同研究を推進する。さらに、科学研究の推進に資することを目的として大学や民間研究機関等から申請がなされた遺伝資源について、全件数の 90%以上を配布する。

２　水源林造成業務

水源林造成業務については、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における役割への期待が高まっていることから、森林所有者、造林者及び市町村等の関係者

との連携強化を一層図りつつ、以下のことに取り組む。

（１）事業の重点化

ア　流域保全の取組の推進

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、２以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行うとともに、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備に取り組む。（重要流域等における針広混交林・育成複層林の造成面積：2,800ha/年）

イ　持続的な水源涵養機能の発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を将来にわたり持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。

（２）事業の実施手法の高度化のための措置

ア　森林整備技術の高度化

水源林造成業務の実施に当たっては、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や造林作業の低コスト化・省力化など森林整備技術の高度化に取り組む。

イ　木材供給の推進

炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減による地球温暖化防止や森林資源の循環利用の取組はもとより、林業及び木材産業の成長産業化等にも資する観点から、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給の推進に努める。

（３）地域との連携

ア　災害復旧への貢献

自然災害の頻発化、激甚化等を踏まえ、自然災害発生時に被災森林の迅速な復旧を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。

イ　森林整備技術の普及

森林整備センターが主催する技術検討会等を通じ、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図る。

３　森林保険業務

（１）被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②事務の簡素化・システムの充実による各種手続の効率化、③マニュアル・研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④UAV 等新技術の活用を含めた保険金の支払いの迅速化のための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、④の保険金の支払いの迅速化に向けた取組については、特に損害発生通知書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。

（２）制度の普及と加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の①から③についての計画を作成し、それに即した取組を推進する。

① ウェブサイトの継続的な更新や広報誌の発行（年４回以上）等各種広報媒体の活用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。

② 国や関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対して幅広く森林保険を知らしめる普及活動を実施する。また、森林保険の各種データの分析結果等に基づき、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入促進活動を実施する。さらに、森林経営管理制度における森林保険の活用について積極的な加入促進活動を行う。（回数等は上記計画に記載）

③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、森林保険業務の更なる能力の向上を図る研修等を実施する。（年６回以上実施）

（３）引受条件

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。

なお、保険料率については、基本的に５年毎に見直すこととし、そのための検討等に取り組む。

（４）内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を毎年度開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

４ 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。

（徴収率 100％実施）

５　研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化

林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靱化に向けて、森林の多面的機能の発揮に必要な技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及を図るため、各業務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールド等を相互に活用し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、エリートツリーや特定母樹の植栽試験、森林災害に係るリスク評価など、業務間の連携強化による取組を推進する。

第３　業務運営の効率化に関する事項

１　一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行う。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行う。

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達の必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行う。

２　調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。

３　業務の電子化

国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいることを踏まえ、電子決裁を含めた文書管理システムの本格的導入や水源林造成業務に係る各種手続のオンライン化、森林保険業務に係るタブレット端末

向けの損害調査システムの実用化等により、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。

第４　予算、収支計画及び資金計画

「第３　業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。

１　研究開発業務

運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。

また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。

さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。

２　水源林造成業務

当期中長期目標期間中に長期借入金について 448 億円を確実に償還する。

また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。

３　森林保険業務

（１）積立金の規模の妥当性の検証

外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

（２）保険料収入の安定確保に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。

４　特定中山間保全整備事業等

当期中長期目標期間中に長期借入金について 112 億円を確実に償還する。

５　予算

（１）研究開発業務

令和３年度～令和７年度予算

（研究・育種勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	重点課題１ 「森林環境」	重点課題２ 「森林産業」	重点課題３ 「林木育種」	勘定共通	合　　計
収入					
運営費交付金	10,000	17,806	5,734	17,320	50,860
施設整備費補助金	0	0	525	975	1,500
受託収入	1,360	2,450	398	646	4,855
諸収入	0	0	0	178	178
計	11,361	20,256	6,657	19,118	57,392
支出					
人件費	7,975	14,157	2,974	13,975	39,080
業務経費	2,026	3,648	2,761	0	8,435
一般管理費	0	0	0	3,523	3,523
施設整備費	0	0	525	975	1,500
受託経費	1.360	2,450	398	646	4,855
計	11,361	20,256	6,657	19,118	57,392

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

〔運営費交付金の算定方法〕

次の算定方法を用いる。

運営費交付金＝（前事業年度一般管理費＋前事業年度以前の一般管理費特殊要因）×α×γ＋（前事業年度業務経費＋前事業年度以前の業務経費特殊要因）×β×γ＋人件費±δ－自己収入

α：効率化係数（0.97）

β：効率化係数（0.99）

γ：消費者物価指数（令和３年度：1.005、令和４年度以降：1.00）

δ：毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費＝基本給等＋休職者・派遣者・再雇用職員給与＋非常勤職員給与＋退職

手当＋福利厚生費

基本給等＝前事業年度（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）＋給与改定影響額

福利厚生費＝共済組合負担金、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料

〔注記〕前提条件：令和４年度以降の消費者物価指数の伸び率を０％と推定。

（２）水源林造成業務

令和３年度～令和７年度予算

（水源林勘定）　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収　入	
国庫補助金等	127,400
長期借入金	24,200
業務収入	9,504
業務外収入	697
計	161,801
支　出	
業務経費	92,647
造林事業関係経費	91,482
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	1,165
借入金償還	44,817
支払利息	2,796
一般管理費	3,931
人件費	16,265
業務外支出	100
計	160,556

（注１）長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。

（注２）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（３）森林保険業務

令和３年度～令和７年度予算

（森林保険勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収 入	
業務収入	9,760
業務外収入	4
計	9,764
支 出	
人件費	1,436
保険金	5,879
業務経費	2,811
一般管理費	801
業務外支出	0
予算差異	▲1,163
計	9,764

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（４）特定中山間保全整備事業等

令和３年度～令和７年度予算

（特定地域整備等勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収　入	
政府交付金	363
長期借入金	720
業務収入	13,010
業務外収入	24
計	14,117
支　出	
借入金償還	11,215
支払利息	461
一般管理費	343
人件費	440
業務外支出	508
計	12,966

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

６　収支計画

（１）研究開発業務

令和３年～令和７年度収支計画

（研究・育種勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	重点課題１ 「森林環境」	重点課題２ 「森林産業」	重点課題３ 「林木育種」	勘定共通	合　　計
費用の部	11,363	20,267	6,135	18,145	55,910
経常費用	11,363	20,267	6,135	18,145	55,910
人件費	7,975	14,157	2,974	13,975	39,080
業務経費	1,745	3,148	2,377	0	7,270
一般管理費	0	0	0	3,392	3,392
受託経費	1,360	2,450	398	646	4,855
減価償却費	283	511	386	133	1,313
財務費用	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	11,363	20,267	6,135	18,145	55,910
経常収益	11,363	20,267	6,135	18,145	55,910
運営費交付金収益	8,784	15,644	5,002	15,547	44,977
受託収入	1,360	2,450	398	646	4,855
諸収入	0	0	0	178	178
資産見返負債戻入	283	511	386	133	1,313
賞与引当金見返に係る収益	510	905	190	895	2,501
退職給付引当金見返に係る収益	426	755	159	747	2,086
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（２）水源林造成業務

令和３年度～令和７年度収支計画

（水源林勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	14,280
経常費用	14,280
分収造林原価	250
販売・解約事務費	5,759
水源環境林業務費	179
復興促進業務費	165
一般管理費	2,726
人件費	2,758
財務費用	2,443
雑損	0
収益の部	13,641
経常収益	13,641
分収造林収入	748
販売・解約事務費収入	5,759
資産見返補助金等戻入	61
国庫補助金等収益	6,271
水源環境林負担金収入	18
賞与引当金見返に係る収益	182
財務収益	0
雑益	603
純利益	▲639
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	1,740
総利益	1,101

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（３）森林保険業務

令和３年度～令和７年度収支計画

（森林保険勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	11,029
経常費用	11,029
人件費	1,441
支払保険金	5,879
業務費	3,382
一般管理費	327
財務費用	0
雑損	0
収益の部	9,995
経常収益	9,995
保険料収入	9,160
支払備金戻入	29
責任準備金戻入	198
資産見返負債戻入	2
財務収益	605
雑益	0
純利益	▲1,034
総利益	▲1,034

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（４）特定中山間保全整備事業等

令和３年度～令和７年度収支計画

（特定地域整備等勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	1,755
経常費用	1,755
一般管理費	357
人件費	438
財務費用	458
雑損	502
収益の部	999
経常収益	999
資産見返補助金等戻入	2
国庫補助金等収益	325
賞与引当金見返に係る収益	14
退職給付引当金見返に係る収益	14
割賦利息収入	626
財務収益	0
雑益	18
純利益	▲756
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	929
総利益	172

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

7　資金計画

（1）研究開発業務

令和３年～令和７年度資金計画

（研究・育種勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	重点課題１ 「森林環境」	重点課題２ 「森林産業」	重点課題３ 「林木育種」	勘定共通	合　　計
資金支出	11,361	20,256	6,657	19,118	57,392
業務活動による支出	10,946	19,508	5,567	18,012	54,034
投資活動による支出	415	748	1,090	1,106	3,359
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中長期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	11,361	20,256	6,657	19,118	57,392
業務活動による収入	11,361	20,256	6,132	18,143	55,892
運営費交付金による収入	10,000	17,806	5,734	17,320	50,860
受託収入	1,360	2,450	398	646	4,855
その他の収入	0	0	0	178	178
投資活動による収入	0	0	525	975	1,500
施設整備費補助金による収入	0	0	525	975	1,500
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（２）水源林造成業務

令和３年度～令和７年度資金計画

（水源林勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	169,619
業務活動による支出	115,467
投資活動による支出	100
財務活動による支出	44,872
次期中長期目標期間への繰越金	9,180
資金収入	169,619
業務活動による収入	90,578
補助金収入	80,468
収穫等収入	9,436
その他の収入	673
投資活動による収入	100
財務活動による収入	71,132
前期中長期目標期間からの繰越金	7,810

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（３）森林保険業務

令和３年度～令和７年度資金計画

（森林保険勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	23,013
業務活動による支出	10,910
投資活動による支出	7,650
財務活動による支出	5
次期中長期目標期間への繰越金	4,449
資金収入	23,013
業務活動による収入	9,760
投資活動による収入	7,650
財務活動による収入	－
前期中長期目標期間からの繰越金	5,602

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（４）特定中山間保全整備事業等

令和３年度～令和７年度資金計画

（特定地域整備等勘定）　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	18,857
業務活動による支出	2,637
投資活動による支出	6
財務活動による支出	12,615
次期中長期目標期間への繰越金	3,599
資金収入	18,857
業務活動による収入	13,391
政府交付金収入	363
負担金・賦課金収入	12,374
その他の収入	654
投資活動による収入	6
財務活動による収入	2,120
前期中長期目標期間からの繰越金	3,341

（注）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

８　保有資産の処分

保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年９月２日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。

第５　短期借入金の限度額

１　研究開発業務

13 億円

（想定される理由）

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

２　特定中山間保全整備事業等

９億円

（想定される理由）

一時的な資金不足

第６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

特定地域整備等勘定

職員宿舎第１号（杉並区和田）、職員宿舎第 16 号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取

手市）については、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。

第７　不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

（計画対象面積の上限）74,000ha

第８　剰余金の使途

１　研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費等に充当する。

２　水源林勘定

剰余金は、借入金利息等に充当する。

３　特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

第９　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等

１　施設及び設備に関する計画

地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成 27 年７月 17 日）及び「日本の NDC（国が決定する貢献）」（令和２年３月 30 日）を踏まえ、維持・管理経費節減の観点も含め、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や高効率照明等の導入を図るとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、老朽化が深刻な施設、設備の必要性・緊急性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、年度計画を策定し整備に努める。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。また、新農林水産省木材利用推進計画（平成 22 年 12 月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。

千代田苗畑について、苗畑管理に必要な事業用地として小規模介在地を取得する。

苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備に努める。

研究開発用施設の整備・改修等の予定額：1,500±ε 百万円

（注）「ε」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

２　積立金の処分

（１）研究・育種勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当す

る。

（２）水源林勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。

（３）特定地域整備等勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

３　広報活動の促進

新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、 国土の約３分の２を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進するとともに、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。

利用者の使いやすさを考慮し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行うこととし､特に以下について重点的に取り組む。

研究開発業務については、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的試験研究機関として、森林や林業、木材利用、林木育種等に関して、一般市民を対象に施設公開等による交流型広報活動を積極的に実施するとともに、多岐にわたる研究活動及びその成果をウェブサイトや広報誌等を通して積極的に発信し、研究開発業務に関する国民各層の関心と理解の醸成を図る。

水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等を実施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。

森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声等をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。

４　ガバナンスの強化

（１）内部統制の充実・強化

関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行することとし、森林研究・整備機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。また、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進し、モチベーションの向上につなげる。

新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて見直すこととする。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに監査従事職員等の資質向上を図りつつ、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。

（２）コンプライアンスの推進

役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。

また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の対策を着実に推進する。

５　人材の確保・育成

業務の円滑な運営のために人材の確保・育成方針を策定し、機構の持つ人的資源の活用の最大化に取り組む。

（１）人事に関する計画

業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。

大学での林学・林産学の研究分野が改廃され、大学院への進学者数が減り、我が国の当該分野の研究基盤が揺らいでいる中で、分野・業種をまたがったイノベーションの推進が必要になっている。そのため、研究開発業務においては、国内最大の森林・林業・木材産業及び林木育種分野の試験研究機関として、基礎から応用にわたる研究開発を支える人材を確保し、またその成果の創出・イノベーション推進のため、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。

水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

（２）職員の資質向上

職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。

研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成するとともに、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。さらに、オープンサイ

エンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。

一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

（３）人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

（４）役職員の給与水準等

役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

６　ダイバーシティの推進

テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供することにより、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

７　情報公開の推進

独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。

森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。

８　情報セキュリティ対策の強化

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や

情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力、組織的対応能力の強化に取り組み、情報セキュリティ対策を強化する。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる検討に基づき、情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

９　環境対策・安全管理の推進

森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組むとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う健康や環境への影響に十分な配慮を行う。

教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。

水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。

令和３年３月 12 日
理　事　会　資　料
林木育種センター

令和２年度に開発した優良品種について

林木育種センターでは、令和２年度に４０品種を開発しました。今後、これらの普及を図っていきます。

品種の種類（樹種名）	育種基本区	品種数
無花粉スギ品種（スギ）	関東	1
	関西	１０
マツノザイセンチュウ抵抗性品種（クロマツ）	関東	1
	関西	1
	九州	１０
バイオマス生産量の大きいヤナギ品種（オノエヤナギ）	北海道	9
バイオマス生産量の大きいヤナギ品種（エゾノキヌヤナギ）	北海道	8
合計		４０

無花粉スギ品種
「立山 森の輝き」１号

マツノザイセンチュウ抵抗性品種
熊本（合志）クロマツ４４号

バイオマス品種
エゾノキヌヤナギ 北育３２号

令和３年３月 12 日
理　事　会　資　料
林木育種センター

林木遺伝子銀行 110 番の実施状況について

１．事業の概要

林木育種センターでは、林木遺伝資源の総合的な収集、管理、利用を目的とした林木ジーンバンク事業の一環として、天然記念物や巨樹、名木等の樹木を対象として、これらの後継樹を（無償で）増殖して里帰りさせる「林木遺伝子銀行 110 番」を開設しています。具体的には、学校等の機関、個人等が所有する文化的価値が高い樹木が高齢等により衰弱している場合などで、これらの機関等から当センターに同一の遺伝子を受け継いだ後継クローン苗木の増殖の要請がなされ、挿し木や接ぎ木等によりこれら後継クローンを増殖するものです。

増殖したクローン苗木は、所有者のもとへ里帰りし、地域のシンボル等として親しまれているところです。また、これらのクローン苗木は、当センターで林木遺伝資源として保存し、研究材料として活用します。

２．現時点での里帰り状況

当事業は平成 15 年（2003 年）度から始まり、令和元年度末（2020 年３月末）時点で 222 件の里帰りを実施しており、令和２年度末までには 230 件程度となる見込みです。

３．令和２年度の主な里帰り

「華蔵寺の宝珠マツ」
岩手県陸前高田市

「不動寺のヤマザクラ」
三重県名張市

理　事　会　資　料

令和３年３月１２日

林木育種センター

林木育種センターにおける一般職員（大卒程度）の採用について

１ 採用予定日

令和３年８月１日

２ 採用予定人数

３名

３ 応募要件

広く有能で意欲のある人材を採用する観点から、大学、高専、短大、専門学校、林業大学校を卒業した学歴を有する３０歳までの者を応募要件とする。

４ 選考方法

民間が実施しているテストセンター方式（各都道府県で受験可能）による一般教養試験及び適性検査による一次試験を行った上で、一次試験の合格者を対象として小論文及び面接による二次試験を行う。

５　スケジュール（予定）

募集開始　　３月下旬

募集締切　　５月中旬

一次試験　　５月下旬～６月上旬

二次試験　　６月中旬

合格発表　　６月下旬

【機２】　　【関係者限り】

理事会資料
令和３年３月１２日

森林整備センター広報誌「季刊　水源林」の発行について

１．目的

次期中長期目標期間に向け、森林整備センターとして、水源林造成業務の「広報体制の強化」を図る一環として、公共事業の担い手としての責務を鑑み、森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する幅広い世代の国民の理解の醸成を図るため、水源林造成事業の業務内容等について、水源林造成事業関係者等の認知及び理解を深めることを目的として、令和２年度末より広報誌「季刊　水源林」を発行する。

２．対象

水源林造成事業関係団体、林業関係団体、関係機関及び関連する一般国民

３．内容等

（１）図表や写真、イラストの活用等による分かりやすい構成内容
（２）既存の広報媒体への誘導・活用（公式ＨＰのＵＲＬ、ＱＲコード掲載、パンフレットの記事紹介等）
（３）既存の広報媒体にない記事の掲載（管内紹介、有識者・他機関及び他部門（研究、育種、保険）等との連携記事等）
（４）森林整備センターと国民との双方向をつなぐコミュニケーション手段
（５）広く公共に資する記事の掲載（山火事防止、環境配慮、緑の募金、労働災害防止等）
（６）保管性、一覧性等の特徴を活かした紙媒体による発行

４．発行部数（予定）

約 4,000 部程度

以　上

季刊 水源林

Contents

- ご挨拶
- 水源林造成事業
  全国に広がる潤いのネットワーク
- 被災森林の復旧への取り組み
- 出張教室の取り組み
- 森林整備センターの広報誌を創刊します

FMC

Forest Management Center

創刊号 2021.3

森林整備センター広報誌を発行します

国立研究開発法人
森林研究・整備機構
理事長

浅野（中静）透

皆さまには、平素より水源林造成事業に特段のご理解とご協力をいただいており、深く御礼申し上げます。昨年４月に理事長を拝命した浅野透（研究者としては、旧姓の中静を使用）でございます。

森林は、木材生産の場としてだけでなく、国土保全、水源涵養（かんよう）、保健休養などの多面的機能により私たちの生活を支えています。したがって、国連で提唱されている SDGs においても、目標15（陸域生態系の持続可能な利用）だけでなく、他の多くの目標も下支えしています。さらに、最近の新型コロナウィルス後の社会といった議論でも、森林の重要性が指摘されています。

当機構は、森林・林業・林産業・育種に関わる研究開発（森林総合研究所）と、水源林造成（森林整備センター）、および森林保険業務（森林保険センター）をつうじて、こうした社会の森林への要請に対して、幅広い貢献の可能な組織として、誇りをもってその役割を果たしたいと考えています。

このたび、森林整備センターが果たす役割・貢献について広く皆様に知っていただくため、「森林整備センター広報誌」を発行させていただきました。今後、水源林造成の成果、わかりやすい業務手続き・制度、イベントの紹介、日常の取組紹介などの情報を発信していきたいと思いますので、お楽しみにしていただければと思います。

森林整備センターでは、このところ事業量も増えておりますし、災害などに対する対応も重要になる一方で、シカ害なども問題となっています。令和３年度から始まる機構の新しい中長期計画では、こうした課題に対して、研究開発や保険業務と連携を強めながら対処してゆく所存です。引き続き、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。皆様方のご健勝とご発展を祈念しつつ、ご挨拶とさせていただきます。

「季刊 水源林」創刊のご挨拶

国立研究開発法人
森林研究・整備機構
森林整備センター所長

猪島　康浩

「季刊 水源林」の創刊にあたり一言ご挨拶申し上げます。

皆様には、日頃より、森林整備センター事業につきまして、格別のご理解、ご支援を承っておりますことに厚く御礼申し上げます。

森林整備センターは、洪水や渇水を和らげ、安定した水の流れを保つ「緑のダム」である「水源林」を、森林所有者・造林者の方々とともに造成･整備し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮や林業･木材産業の振興等に貢献することを使命としています。

この達成に向けて、私たちは全国の奥地山間部の水源地域において、地域の皆様方のご理解とご協力をいただきながら水源林の造成に取り組んできました。

これまでにセンターが育んできた水源林は約 48 万ヘクタールに及び、これらの森林は水源涵養機能の発揮はもとより、木材の生産、土砂の流出防止、地球温暖化の緩和など多様な機能を発揮するほか、事業を安定的に実施することによる山村地域の振興などにも重要な役割を果たしてきました。

特に、近年、大きな自然災害が頻発する中で、防災・減災、国土強靭化の観点から、水源林の整備・保全に対する期待が一層高まってきているほか、林業の成長産業化の実現などにも寄与していくことが期待されています。

こうした様々な期待に応え、水源林造成事業を一層効果的・効率的に推進していくためには、センターの役割や取組についてより多くの皆様に知っていただくと同時に、皆様から多様なご意見やご要望をいただき、これらを私どもセンターの事業等に反映させていくことが重要と考えています。

このため、センターと国民の皆様方とを双方向でつなぐコミュニケーションのツールとすべく、今般、第 5 期中長期計画のスタートに併せて、新たに「季刊 水源林」を発刊することとしました。

この広報誌では、水源林とはどのような森林か、あるいは、森林整備センターがどのような業務を行っているかを知っていただくために、水源林の最新情報や地域の活動、職員による旬なトピックスなどをお伝えするとともに、関係者の皆様方のご意見等も紹介しながら、各地に整備された水源林をはじめ、センターや各整備局・水源林整備事務所なども身近に感じていただければ幸いです。

我々も皆様の信頼と期待に応えられるよう引き続き努力して参りますので、今後とも、ご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国に広がる潤いの

キレイな水が身近にある、皆さんこれが当たり前だと思っていませんか？それには水源林と呼ばれる森が深く関係しています。水源林は雨や雪を豊かな水へと育みます。森林整備センターは分収造林契約に基づいて土地所有者、造林者と協力し水源林を造成しています。針広混交林や育成複層林等公益的機能が高度に発揮される森林を造成しています。

二ノ倉ダムと水源林造成事業地
（青森県新郷村）

仙北市田沢「宝仙湖」水源の森
（秋田県仙北市）

坂根ダムと水源林造成事業地
（島根県奥出雲町）

島根県奥出雲町ではダムに貯えられる水の涵養（かんよう）を助け、湧き出る天然水の上流域にも水源林造成地が広がっています。

青森県新郷村の水源林造成事業地は洪水調節の防災ダムのはたらきを助けています。

南あわじ市の水源の森
（兵庫県）

造成事業

ネットワーク

水源の森を作り守る、私たち森林整備センターは国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を守るため水源地域で水を育む森林を再生しています。愛知県岡崎市の額田町、鹿児島県さつま町はダムの水源として地域の水源涵養の役割を果たしています。昭和に植栽され伐期が近づいた森は少しずつ伐採され木材市場へ出荷されています。

薩摩地域の水を支える鶴田ダム（大鶴湖）
（鹿児島県さつま町）

大井川と水源林造成事業地
（静岡県川根本町）

もっと知りたい方は

森林整備センターホームページ
「水源林50選」をご覧ください
https://www.green.go.jp/zorin_jigyo/jirei50sen/

額田町水源の森
（愛知県岡崎市）

ダムの上流域などの水源の涵養上重要な奥地水源地域の民有林保安林のうち、土地所有者自身による森林整備が困難な木の生えていない荒れ地※で、公的なセーフティネットとして早期に森林を造成し、整備する事業です。森林開発公団（現在は森林研究・整備機構　森林整備センターが承継）により昭和36年（1961年）に開始され、これまで、全国で約48万ha、東京都と神奈川県の合計面積に相当する水源林を造成してきました。再生した森林「水源林」は、国民の皆様の生活に不可欠な水源の水源の涵養や土砂流出・崩壊の防止を通じて「緑のダム」としての機能を確保することで、国土保全等に大きく役立っています。

※水源の涵養機能が劣っている無立木地、散生地、粗悪林相地など

水を貯える金山ダム
（北海道南富良野町）

被災森林の復旧への取り組み

▼群馬県桐生市　森林火災

【火災発生時　H26 年 4 月】

【復旧後　H29 年 撮影】

森林整備センターは、近年の多発する自然災害等の被災地において水源林造成事業によって対応が可能な箇所については、地元の要請等を踏まえつつ、早期に公益的機能を回復させるため、積極的に復旧の取組に参画することとしています。その一例として平成 26 年 4 月に群馬県桐生市で発生した大規模な森林火災跡地（約 260ha）において、地元桐生市から水源林造成事業による森林再生の要請があったことを受け、被災した森林（90ha）を対象に、平成 27 年度に新規契約を締結し、平成 28 年度から令和元年度にかけて 51ha の植栽を行いました。引き続き令和２年度末までに 60ha の植栽を実施する予定です。

桐生市の山火事跡地の被害状況

桐生市による被害木の整理状況

山火事跡地における植栽の様子

桐生市の山火事後に発生した林内の土砂流出の様子

出張教室の取り組み

私たちが生きていくうえで欠かせない水。
森林整備センターでは水源林造成事業として森林を育て、水を育んでいます。
水が育まれる森林の仕組みや豊かな森林を守り育てていくにはどうしたらいいか、私たちといっしょに考えてみませんか。

「出張教室」では、全国の皆さまの街や教室に森林整備センター職員が出向き、森林が果たす役割・重要性についてお話しし、水源林の大切さを理解していただくとともに、私たちの取り組みなどへの意見を伺うことを目的としています。

学校の授業の一環や、市民サークルの勉強会等でぜひご活用ください。

出張教室　内容の一例

林業事業者等及び一般向け	森林と水との関係や森林が果たしていく役割などについて解説します。 専門的な内容については研究者の話を直接聞くことも可能です。 ・森林と水との関係、水源林の効果 ・森林整備の技術について ・水源林造成事業とはどんな事業か
高校生・大学生向け	学術的な話題のほか、職業としての林業、森林整備についてもお話します。 ・森林の公益的機能と林業、木材産業について ・森林整備センターの仕事について
小学生・中学生向け	紙芝居など子どもたちににも親しみやすいツールを用いて森林を身近に感じられる授業を行います。 ・森林とわたしたちの生活 ・水はどこからくるの？

もっと知りたい方は

森林整備センターホームページ
「水源林『出張教室』のご案内」をご覧ください
https://www.green.go.jp/zorin_jigyo/annai/

Infomation

森林整備センターの広報誌を創刊します

広報誌がめざすもの

森林整備センターは、ダム上流地域などの奥地山間部で水源林を造成・整備する「水源林造成事業」を推進し、それを通じて森林の多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に貢献することを使命としています。本誌は、こうした森林整備センターの使命や水源林造成事業の内容、取り組み等について、関係者の皆さまにより広く知っていただくとともに、センターと皆さまとの間を双方向に繋ぐコミュニケーションの一助となることをめざします。

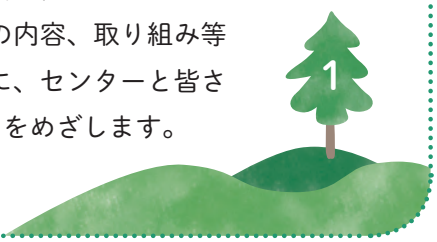

広報誌の主な内容

本誌では、森林整備センターの組織や管内の森林等のご案内、水源林造成事業の推進に関わる制度等のご紹介をはじめ、多様な森林づくり、獣害や山火事の防止、労働災害の防止などの水源林造成事業の取り組み、さらにはこれらを通じた効率的で低コストな森林整備手法や技術の開発と地域の皆さまへの普及、近年頻発する自然災害への対応などについて、図表や写真・イラストを活用し、関係者の皆さまの声も紹介しながら分かりやすくお伝えしていきます。

ご意見・ご感想をお待ちしています

森林整備センターや水源林造成事業について、森林所有者や造林者（林業事業体）、自治体等の事業関係者の皆さま、林業関係団体、関係機関の皆さま、その他ご関心をお持ちの皆さまから、ご意見、ご感想をお待ちしております。

また、本誌の記事に対するご意見・ご感想や「こんな記事が読みたい」といったご要望も歓迎いたします。

発行

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

〒212-0013　神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 11 階
電話：044-543-2500（代表）FAX：044-533-7277
Mail：info@green.go.jp　HP：https://www.green.go.jp/

表紙の写真／岡山県新見市にある中国四国整備局複層林誘導伐予定地付近の三室ダム湖を眺む風景（ドローン撮影）です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

理　事　会　資　料
令和３年３月12日
森林保険センター

令和２年度　森林保険審査の第三者委員会審査概要

１　概要

国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う水源林造成事業の森林保険契約に係る損害評価事務について、外部有識者により損害実地調査、損害の認定及び保険金の額が妥当であるかについて審査を行った。

２　開催日時及び場所

日　時：令和３年２月18日（木）１４：３０～１６：００
場　所：森林整備センター役員会議室

３　出席者

（委員）

（公財）食の安全・安心財団　副理事長	野村　一正
（弁）　市役所通り法律事務所　弁護士	竹内　克己（Web参加）
（一社）日本森林技術協会　森林保全グループ長	宮下　洋平（Web参加）

（オブザーバー）

（国研）森林研究・整備機構　監事	鈴木　直子

（森林保険センター）

森林保険センター　所長	石原　聡
森林保険センター　保険業務部長	福本　浩一
森林保険センター　保険業務部上席参事	小椋　重信

（事務局）

森林保険センター　リスク管理室長	水井　一彦
森林保険センター　保険業務課長	内海　和徳

４　結果

・　委員の互選により野村一正氏を委員長に選出した。
・　事務局より（ア）森林保険と水源林造成事業の概要、（イ）水源林造成事業の損害填補の状況及び事例について説明があった。
・　令和２年２月から令和３年１月までに水源林造成事業に対して保険金支払のあった１８２件のうち、支払件数の多い干害、水害、凍害の中から保険金支払額が最大のもの各１事例と、委員が選出した３事例の計６事例について審査を行った。

その結果、実地調査ならびに保険金の額等に関して指摘すべき問題点はなく、適正に処理されており妥当であるとされた。

なお、事務局より審査候補の選定過程で、１件の現地確認に基づく誤りがあり、それについて一定の整理をするとともに他の審査対象について同様の誤りがないか確認することの提案があり委員の承認を得た。
・　次回の委員会は令和４年２月もしくは３月に開催する予定。

理　事　会　資　料
国立研究開発法人
森林研究・整備機構

今後の行事予定について

日　　付	研究	整備	保険	行　事　名　等	場　所　等
3月12日	○			近畿中国森林管理局との技術開発協議会（Web会議）	森林総合研究所 関西支所
3月17日	○	○		東北国有林森林・林業技術協議会	東北森林管理局
4月1日	○	○		入所式	森林総合研究所 森林整備センター
4月9日	○	○	○	第1回理事会	森林総合研究所

主要行事（令和3年2月5日～令和3年3月11日）

月　日	行事内容	出席者
2月 5日（金）	【共】第11回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
12日（金）	【保】森林保険センター統合リスク管理委員会	企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター所長
16日（火）	【研】知財セミナー	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、法令遵守担当理事
〃	令和2年度ダイバーシティサポートオフィス（DSO）第2回懇話会（オンライン）	企画・総務・森林保険担当理事
18日（木）	【研・育】森林総研等コンプライアンス推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事
19日（金）	【整】森林整備センターコンプライアンス推進委員会	森林業務担当理事、法令遵守担当理事
〃	【保】森林保険センターコンプライアンス推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事、森林保険センター所長
24日（水）	【育】林木育種成果発表会～新しい時代の森林・林業を支える林木育種～（オンライン）	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、森林保険センター所長
25日（木）	【育】育種運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事
〃	【共】第6回第5期中長期計画検討本部	理事長、各理事、森林保険センター所長
26日（金）	【研】産学官民連携推進委員会・地域イノベーション委員会	研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
〃	【共】ダイバーシティ推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
〃	【研】公開成果発表会「構造用集成材の低コスト化技術の開発」（オンライン）	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
3月 1日（月）	林野庁庁議（オンライン）	理事長
4日（水）	【研・育】研究推進評価会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事、両監事
5日（金）	【研・育】産学官民・国際連携推進本部会議、研究企画・運営会議	研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、両監事
〃	【研・育】地域情勢交換会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
6日（土）	【研】公開シンポジウム「森林で放射性セシウムはどう動いているのか？―研究者がわかりやすく解説します―」（オンライン）	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、両監事
8日（月）	【研】第35回エンカレッジ推進セミナー	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
〃	【研】公開シンポジウム「令和の大径材はおもしれいわ」（オンライン）	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
〃	2050カーボンニュートラル実現推進本部（自由民主党）	理事長
9日（火）	【研】不正防止計画推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
〃	【研】森林総合研究所等リスク管理委員会	研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
〃	国立環境研究所定例会議（オンライン）	研究担当理事

※ 【研】：森林総合研究所、【育】：林木育種センター、【整】：森林整備センター、【保】：森林保険センター、【共】：共通の行事　の略